

ドローン情報基盤システム 操作マニュアル

飛行許可・承認申請編

マニュアル目次 (1/2)

01.新規申請方法

- Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする
- Step2 : 無人航空機情報を登録する
- Step3 : 操縦者情報を登録する
- Step4 : 新規申請に進む
- Step5 : 簡易カテゴリ判定を実施する
- Step6 : 飛行概要・飛行詳細を入力する
- Step7 : 飛行機体・操縦者を選択する
- Step8 : 申請書の確認
- Step9 : 申請書の提出

02.変更申請方法

- Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする
- Step2 : 変更申請に進む
- Step3 : 変更する申請書を選択する
- Step4 : 変更申請事由を選択する
- Step5 : 機体・操縦者を選択する

03.更新申請方法

- Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする
- Step2 : 更新申請に進む
- Step3 : 更新する申請書を選択する
- Step4 : 更新申請内容を入力する
- Step5 : 申請書の確認
- Step6 : 申請書の提出

04.申請書の複製方法

- Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする
- Step2 : 申請書の複製に進む
- Step3 : 複製する申請書を選ぶ
- Step4 : 申請書を複製する

05.申請書一覧確認方法

- Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする
- Step2 : 申請書一覧に進む
- Step3 : 申請書一覧を確認する

06.申請状況確認方法

- Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする
- Step2 : 申請書一覧に進む
- Step3 : 申請書一覧を確認する

07.補正指示内容確認・補正申請方法

- Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする
- Step2 : 申請書一覧に進む
- Step3 : 補正申請する申請書を選択する
- Step4 : 補正内容を確認する
- Step5 : 申請書の修正をする

マニュアル目次 (2/2)

08.申請書の取り下げ

- Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする
- Step2 : 申請書一覧に進む
- Step3 : 取り下げる申請書を選択する
- Step4 : 申請を取り下げる

09.許可書のダウンロード方法

- Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする
- Step2 : 申請書一覧に進む
- Step3 : 申請書詳細画面へ進む
- Step4 : 許可書のダウンロード

10.機体情報・操縦者情報の編集方法

- Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする
- Step2 : 登録情報の変更に進む

11.旧システムで飛行許可・承認を受けた申請書を参照する方法

12.飛行経路作成時における地図作成方法

申請者向け操作マニュアル

<申請者>

01.新規申請方法

目次

01.はじめに	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.01-2
02.ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.01-3
03.飛行許可・承認の新規申請に必要なもの	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.01-4
04.飛行許可・承認 新規申請のステップ	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.01-5
05.Step1：ドローン情報基盤システムにログインする	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.01-6
06.Step2：無人航空機情報を登録する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.01-9
07.Step3：操縦者情報を登録する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.01-20
08.Step4：新規申請に進む	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.01-31
09.Step5：簡易カテゴリ判定を実施する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.01-32
10.Step6：飛行概要・飛行詳細を入力する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.01-39
11.Step7：飛行機体・操縦者を選択する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.01-46
12.Step8：申請書を確認する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.01-54
13.Step9：申請書を提出する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.01-55

01.はじめに（飛行許可・承認の新規申請を希望する皆様へ）

- ドローン情報基盤システムでは、無人航空機の飛行許可・承認における以下の手続きを行うことができます。
 - ・新規申請
 - ・変更申請
 - ・更新申請
 - ・申請書の複製
 - ・申請書一覧の確認
 - ・申請状況確認
 - ・補正指示内容確認および補正申請
 - ・申請の取り下げ
 - ・許可書のダウンロード
 - ・機体情報・操縦者情報の編集
 - ・旧システムで飛行許可・承認を受けた申請書の参照
- このマニュアルには、ドローン情報基盤システムの操作方法を記載していますので、必要な手続きを行う場合にご覧ください。
- より理解を深めるためには、このマニュアルと併せてドローン情報基盤システムに掲載している[よくある質問](#)のページをご覧ください。
- 申請者情報登録の際に登録したメールアドレス宛に各種通知メールが送信されます。メールの内容はシステムを利用する上で必要な情報や申請書の審査状況などの情報となりますので、システムの利用前にメールの受信設定「information@dips.mlit.go.jp」のドメインが受信可能な設定となっているか確認をお願いします。
- 審査には一定の期間を要するため、飛行開始予定日の少なくとも10開庁日以上前（土日・祝日を除く）には申請書類を提出してください。
申請内容に不備があった場合には追加確認に時間を要し、飛行予定日までに許可・承認 が得られないことも想定されるため、飛行開始予定日から3～4週間程度、十分な余裕をもって申請を頂きますようお願いいたします。

02. ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項

- ドローン情報基盤システムの申請手続き中に60分以上操作を中断（何も操作しない状態）されると、手続きのやり直しが必要になります。これは、パソコンまたはスマートフォンから離れている間に悪意を持った第三者に画面を見られ、個人情報が増洩するリスクを下げるための保護機能です。
- 各フォームに入力すべき情報や、入力の方法が分からない場合、フォームの項目名の隣にある **i** マークにマウスのポインターを合わせて頂くことで、フォームに入力すべき情報や入力情報の説明を表示できます。（スマートフォン利用の場合は、タップいただくことで表示されます。）
- システム使用中は、ブラウザの「戻る」ボタンや「更新」ボタン等、ブラウザのボタンは、押さないでください。システムが、正常に動作しなくなる可能性があります。
- 複数端末による同時ログインはシステムが正常に動作しなくなる恐れがあるため、実施しないでください。
- 無人航空機登録制度やレベル4実現に向けた新たな制度、その他の飛行のルール等は、[国土交通省のホームページ](#)をご覧ください。
※リンクを押すと外部サイトが開きます。

03.飛行許可・承認の新規申請に必要なもの

無人航空機情報又は操縦者情報の登録・変更を行う際には、以下の情報が必要となります。

各種情報	項目
無人航空機情報の登録・変更	<p>※既に登録済の場合も自作機等は以下が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> 基準適合性に関する情報 機体の設計図又は写真（前横上） 操縦装置名称 操縦者名 設計図又は写真 機体の運用限界に関する情報 取扱い説明書 飛行させる方法に関する情報 <p>※試験飛行届出済機体の新規登録は以下も必要</p> <ul style="list-style-type: none"> 試験飛行届出番号 製造者名 型式名又は名称 機体の種類 製造番号等 最大離陸重量
操縦者情報の登録・変更	<ul style="list-style-type: none"> 氏名 フリガナ 電話番号 メールアドレス <p>※操縦者の新規作成（技能証明なし）を行う場合、HP掲載団体技能認証情報の登録は任意です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 住所 操縦者の基準の適合性に関する情報 これまでの飛行実績

飛行許可・承認の新規申請には以下の情報を準備してください。

各種情報	項目
申請者の情報	<ul style="list-style-type: none"> 緊急連絡先（氏名／電話番号）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ドローン情報基盤システムのアカウント（例:ABC123456 英字3文字+数字6文字） 飛行及び機体情報 使用するマニュアル情報 操縦者情報 保険等の情報

04.飛行許可・承認 新規申請のステップ

ドローン情報基盤システムで以下のステップで申請を実施しましょう。

飛行許可・承認の新規申請を開始

Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする

ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムにログインします。

Step2 : 無人航空機情報を登録する

メインメニューの「無人航空機情報の登録・変更」から機体情報を入力する。

Step3 : 操縦者情報を登録する

メインメニューの「操縦者情報の登録・変更」から操縦者情報を入力する。

Step4 : 新規申請に進む

メインメニューで「新規申請」のボタンを選択します。

Step5 : 簡易カテゴリ判定を実施する

必要項目を入力し、飛行カテゴリ判定が行われます。

Step6 : 飛行概要・飛行詳細を入力する

飛行させる機体の飛行情報を入力します。

Step7 : 飛行機体・操縦者を選択する

飛行させる機体、操縦者およびマニュアルに関する情報を入力します。

Step8 : 申請書を確認する

申請様式、別添資料等を選択し内容を確認する。

Step9 : 申請書を提出する

申請書の内容を確認し、提出する。

新規申請が完了

地方航空局、空港事務所等で申請内容の確認が行われ、確認が終了すると、メールアドレスに通知されます。

05.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (1/3)



DIPS2.0トップページにアクセスします。

(<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>)

ログインボタンを押します。



ログインページで、アカウントを開設された際のIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押します。

注意事項！

ログインをするにはドローン情報基盤システムのアカウントが必要です。アカウントが開設されていない方は先にアカウントの開設をしてください。

※ログインIDは英字3文字+数字6文字のものです。
(例) ABC123456

05.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (2/3)



ログインに成功すると、「ドローン情報基盤システム2.0」のポータル画面の右上に登録されたアカウントの氏名が表示されます。



画面をスクロールし、「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンより該当する手続へ進んでください。

各種手続のボタンは次頁をご確認ください。

05.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (3/3)

「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンはこちらになります。
各種手続きのボタンを押すと、個別手続きのトップページに遷移します。

特定飛行を行う場合の手続

無人航空機の登録手続

無人航空機に関する事故発生時の手続

機体認証、技能証明の取得手続

特定飛行を行う場合の手続き

手順の確認 ▾



以下の特定飛行を行う場合は、事前に飛行の許可・承認を受ける必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

（特定飛行）

- ・空港等周辺、緊急用航空機、150m以上上空での飛行
- ・人口集中地区での飛行
- ・夜間飛行
- ・目視外飛行
- ・人又は物件から30m未満での飛行
- ・催し場所上空での飛行
- ・危険物の輸送
- ・物件投下



また、無人航空機を飛行させる前にあらかじめ、他の無人航空機の飛行計画や飛行禁止空域等の確認を行うとともに、自らの飛行計画を通報する必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

なお、事前に無人航空機の登録が必要ですので、お済みでない方は、「無人航空機の登録」を実施ください。

[飛行許可・承認申請へ](#)

[飛行計画の通報・確認へ](#)

無人航空機の登録手続き

手順の確認 ▾



100g以上の機体が航空法の規制対象です。
登録されていない無人航空機を飛行させることはできません。申請した機体の登録記号が発番されたら、機体への登録記号の表示に加え、リモートID機能を搭載しなければなりません。

[無人航空機の登録申請へ](#)

無人航空機に関する事故等発生時の手続

手順の確認 ▾



手続

以下の事故等発生時においては、操縦者が国土交通大臣に事故等の内容の報告を行う必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

- 『事故』
- ・無人航空機による人の死傷（重傷以上の場合）
 - ・第三者の所有する物件の損壊
 - ・航空機との衝突又は接触

『重大インシデント』

- ・航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認められるもの
- ・無人航空機による人の負傷（軽傷の場合）
- ・無人航空機の制御が不能となった事態
- ・無人航空機が発火した事態（飛行中に発生したものに限る）

[事故等の報告へ](#)

機体認証、技能証明の取得手続き

手順の確認 ▾



第三者上空を補助者なしで目視外飛行を行う場合や一部特定飛行で許可・承認不備とするためには、機体認証を受けた無人航空機を技能証明を受けた操縦者が飛行させる必要があります。機体認証に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)を、技能証明に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

[機体認証の取得申請へ](#)

[技能証明の取得申請へ](#)

06.Step2 : 無人航空機情報を登録する(1/11)

飛行許可・承認メインメニュー

飛行許可・承認の申請に必要な情報を準備する

無人航空機情報の登録・変更

申請を行う機体情報を登録します。
申請書を作成する際には当メニューで登録した情報が必要となりますので事前に登録してください。

操縦者情報の登録・変更

申請を行う操縦者情報を登録します。
申請書を作成する際には当メニューで登録した情報が必要となりますので事前に登録してください。

飛行許可・承認メインメニューのページで、「無人航空機情報の登録・変更」のボタンを押します。

06.Step2 : 無人航空機情報を登録する(2/11)

機体登録

登録している機体の一覧です。機体情報は、申請書を作成する際に必要になります。
機体情報を変更した場合、既に申請書に付与した機体情報は変更されませんので申請書作成にて再度機体付与し直してください。

機体情報一覧

No.	第一種機体認証	第二種機体認証	型式/名称	登録記号等	製造者名	製造番号等	①	②
1			■	123456789012	aaa	123	編集	削除
2			■	123456789012	aaa	123	編集	削除

③ ④ ⑤

戻る 他アカウントへの機体情報の提供 他アカウントへ提供中の機体情報の参照・解除 試験飛行届出済の機体登録

機体情報一覧のページが開きます。機体登録手続きが完了し、登録記号等が発行されている機体が表示されます。登録済の機体情報について編集や削除を行いたい場合は「編集」又は「削除」のボタンを押します。

- ①編集は「[Step2 ①登録済の機体情報の編集を行う場合](#)」へ
- ②削除は「[Step2 ②登録済の機体情報の削除を行う場合](#)」へ

他アカウントへの機体情報の提供を行いたい場合は「他アカウントへの機体情報の提供」のボタンを押します。

- ③「[Step2 ③他アカウントへの機体情報の提供を行う場合](#)」へ

他アカウントへ提供中の機体情報の参照・解除を行いたい場合は、「他アカウントへ提供中の機体情報の参照・解除」のボタンを押します。

- ④「[Step2 ④他アカウントへの提供中の機体情報の参照をする場合](#)」へ

試験飛行届出済の機体登録を行いたい場合は、「試験飛行届出済の機体登録」のボタンを押します。

- ⑤「[Step2 ⑤試験飛行届出済の機体登録を行う場合](#)」へ

※第一種または第二種機体認証取得済の機体にはそれぞれの欄に○が表示されます。

06.Step2：無人航空機情報を登録する(3/11)

①登録済の機体情報の編集を行う場合

機体情報編集（基本情報）

機体に関する情報（製造者名、型式、登録記号等）を正しく入力してください。

I.機体の情報

登録記号等

試験飛行届出番号



IV.型式認証無人航空機又は個別の機体認証無人航空機に関する情報

1.型式認証無人航空機の場合には、無人航空機飛行規程に従いますか？

また、個別の機体認証無人航空機の場合には、使用条件等指定書に従いますか？

はい いいえ

(1) 上記条件に従わない場合は、無人航空機飛行規程又は使用条件等指定書に従わない具体事項を記載してください。

戻る

次へ

機体情報編集のページで変更のある項目を編集し、「次へ」のボタンを押します。

※入力内容に不備があった場合は、画面にエラーメッセージが表示されます。エラーメッセージに従って内容を修正し、再度「次へ」ボタンを押してください。

※編集可能項目は以下の通りです。

- I.機体の情報（登録記号等一部については編集不可）
- II.自作機に関する情報
- III.ホームページ掲載無人航空機の改造に関する情報

※「IV.型式認証無人航空機又は個別の機体認証無人航空機に関する情報」欄については、所有する機体が型式認証を取得した機体である場合、又は個別の機体認証を取得した機体である場合に入力いただく項目です。

※ホームページ掲載無人航空機については、[航空局ホームページ](#)にて確認してください。また、当該無人航空機の飛行形態に適合する場合、書類の添付は不可となっています。

06.Step2 : 無人航空機情報を登録する(4/11)

①登録済の機体情報の編集を行う場合

機体基準適合情報

機体の基準への適合性に関する情報を入力して下さい。

機体

型式又は名称

製造者名



自動制御系統 ⓘ

改造する

戻る

次へ

機体基準適合情報のページで変更のある項目を編集し、「次へ」のボタンを押します。

※入力内容に不備があった場合は、画面にエラーメッセージが表示されます。エラーメッセージに従って内容を修正し、再度「次へ」ボタンを押してください。

※編集可能項目は以下の通りです。

- V.基準適合性に関する情報（一般）
- VI.基準適合性に関する情報（遠隔操作関係）
- VII.基準適合性に関する情報（自動操縦関係）
- VIII.最大離陸重量が25kg以上の機体の場合は入力してください。

06.Step2 : 無人航空機情報を登録する(5/11)

①登録済の機体情報の編集を行う場合

機体基準適合追加情報

IX.機体仕様に関する資料提出

機体、操縦装置の仕様等に関する情報を入力して下さい。

1.設計図又は写真名称(前)

選択

削除



戻る

登録

処理結果

SC_U03_04

機体情報の登録が完了しました。
登録した機体情報は、申請書を作成する際に利用します。

OK

機体基準適合追加情報のページで変更のある項目を編集し、「登録」のボタンを押します。

※ファイルアップロードが必要な項目については「選択」のボタンを押し、該当ファイルをアップロードしてください。アップロード可能なファイルの形式及び容量は以下の通りです。

「IX.機体仕様に関する資料提出」及び「X.操縦装置に関する情報」

→ファイル形式：jpg,jpeg,png,gif 容量：各2MBまで

「XI.機体の運用限界に関する情報」及び「XII.飛行させる方法に関する情報」

→ファイル形式：xls,xlsx,doc,docx,pdf,jpg,jpeg,png,gif
容量：各30MBまで

※ファイル形式等に不備があった場合は、画面にエラーメッセージが表示されます。エラーメッセージに従って内容を修正し、再度「登録」ボタンを押してください。

※編集可能項目は以下の通りです。

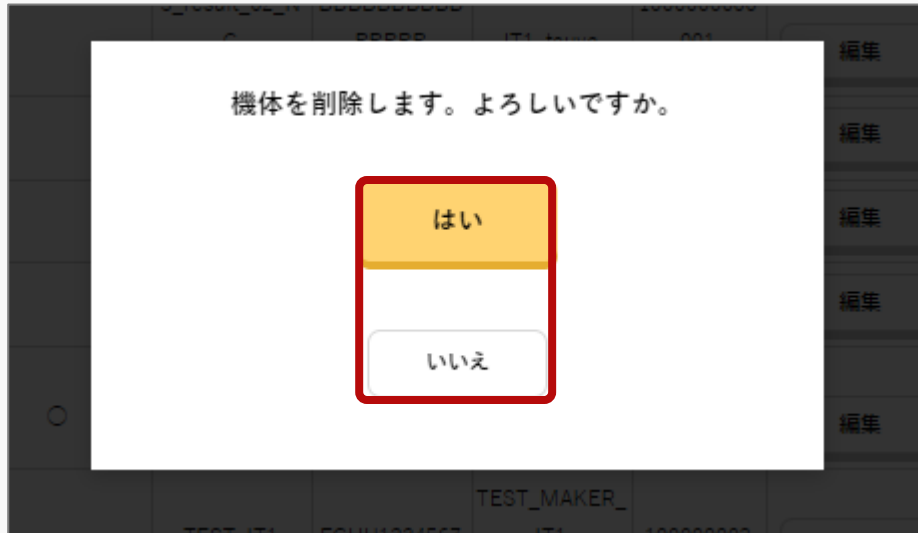
- IX.機体仕様に関する資料提出
- X.操縦装置に関する情報
- XI.機体の運用限界に関する情報
- XII.飛行させる方法に関する情報

※1アカウントの機体登録上限数は300機です。

メッセージを確認し、「OK」のボタンを押します。

06.Step2 : 無人航空機情報を登録する(6/11)

②登録済の機体情報の削除を行う場合



確認メッセージが出てくるので、削除する場合は「はい」、削除をやめる場合は「いいえ」のボタンを押します。

06.Step2 : 無人航空機情報を登録する(7/11)

③他アカウントへの機体情報の提供を行う場合

無人航空機情報提供

情報提供内容入力

情報提供先を入力し、提供する機体を選択後、情報提供ボタンを押してください。

情報提供

提供する機体を選択してください。

全てを選択

No.	第一種機体認証	第二種機体認証	型式/名称	登録記号等	製造者名	製造番号
1						123
2						123

<< < 1 > >>

戻る

機体の所有者以外が許可承認申請を行う場合に使用します。申請者の依頼に基づき、機体所有者のアカウントで情報提供を行ってください。提供を行うと、提供先アカウントで使用可能な機体として登録され、申請に使用することが可能です。

無人航空機情報提供画面が表示されるので、提供先の「アカウントID」及び「氏名または法人名」を入力し、提供する機体を選択後、「情報提供」のボタンを押します。

メッセージが表示されるので、確認し、「OK」のボタンを押します。

06.Step2 : 無人航空機情報を登録する(8/11)

④他アカウントへの提供中の機体情報の参照をする場合

無人航空機情報提供解除

無人航空機情報提供解除

一覧から解除を行う情報を選択し、解除ボタンを押してください。

全てを選択

選択	No.	提供先アカウントID	提供先名称	第一種機体認証	第二種機体認証	型式/名称	登録記号
<input type="checkbox"/>	1	■■■■	■■■■			aaa	

◀ ◁ 1 ▷ ▶

戻る

解除

処理結果

SC_U03_10

無人航空機情報の情報提供を解除しました。解除した無人航空機情報は、提供先で新規に使用できなくなります。

OK

現在、どのアカウントに情報提供を行っているかの確認を行うことができます。許可承認を受けた飛行について許可期間を経過し、情報提供が不要となった場合に削除することが可能です。

無人航空機情報提供解除画面が表示されるので、提供中の機体情報を参照できます。

参照のみを行う場合は、「戻る」のボタンを押します。

提供の解除を行う場合は、一覧から解除を行う機体情報を選択し、「解除」のボタンを押す。

メッセージを確認し、「OK」のボタンを押します。

06.Step2：無人航空機情報を登録する(9/11)

⑤試験飛行届出済の機体情報の入力を行う場合

機体情報編集（基本情報）

機体に関する情報（製造番号、型式、登録記号等）を正しく入力してください。

I.機体の情報

登録記号等

試験飛行届出番号

第一種型式認証番号

第二種型式認証番号



登録記号を持たない機体の申請を行う場合に入力します。

対応機体情報編集（基本情報）面が表示されるので、必要な情報を入力し、「次へ」のボタンを押します。

※入力内容に不備があった場合は、画面にエラーメッセージが表示されます。エラーメッセージに従って内容を修正し、再度「次へ」のボタンを押してください。

※試験飛行届出番号は半角英数字で入力してください。

IV.型式認証無人航空機又は個別の機体認証無人航空機に関する情報

1.型式認証無人航空機の場合には、無人航空機飛行規程に従いますか？

また、個別の機体認証無人航空機の場合には、使用条件等指定書に従いますか？

はい いいえ

(1) 上記条件に従わない場合は、無人航空機飛行規程又は使用条件等指定書に従わない具体事項を記載してください。

戻る

次へ

06.Step2：無人航空機情報を登録する(10/11)

⑤試験飛行届出済の機体情報の入力を行う場合

機体基準適合情報

機体の基準への適合性に関する情報を入力して下さい。

機体

型式又は名称 aaaa

製造者名 1111

V.基準適合性に関する情報（一般）

1.鋭利な突起物のない構造であること（構造上、必要なものを除く）。

機体基準適合情報画面が表示されるので、必要な情報を入力し、「次へ」のボタンを押します。



自動制御系統 ⓘ

戻る

次へ

06.Step2：無人航空機情報を登録する(11/11)

⑤試験飛行届出済の機体情報の入力を行う場合

機体基準適合追加情報

IX.機体仕様に関する資料提出

機体、操縦装置の仕様等に関する情報を入力して下さい。

1.設計図又は写真名称(前)

選択

削除



選択

削除

戻る

登録

処理結果

SC_U03_04

機体情報の登録が完了しました。
登録した機体情報は、申請書を作成する際に利用します。

OK

機体基準適合追加情報画面が表示されるので、必要な情報を入力し、「登録」のボタンを押します。

※ファイルアップロードが必要な項目については「選択」のボタンを押し、該当ファイルをアップロードしてください。

※ファイル形式や入力内容等に不備があった場合は、画面にエラーメッセージが表示されます。エラーメッセージに従って内容を修正し、再度「登録」のボタンを押してください。

メッセージを確認し、「OK」のボタンを押します。

07.Step3 : 操縦者情報を登録する(1/11)

飛行許可・承認メインメニュー

飛行許可・承認の申請に必要な情報を準備する

無人航空機情報の登録・変更

操縦者情報の登録・変更

申請を行う機体情報を登録します。

申請書を作成する際には当メニューで登録した情報が必要となりますので事前に登録してください。

申請を行う操縦者情報を登録します。

申請書を作成する際には当メニューで登録した情報が必要となりますので事前に登録してください。

飛行許可・承認メインメニューのページで、「操縦者情報の登録・変更」のボタンを押します。

07.Step3 : 操縦者情報を登録する(2/11)

操縦者情報一覧のページが開きます。技能証明を保有する操縦者が表示されます。

※操縦者情報の提供は、技能証明を有する操縦者のみ可能です。

登録済の操縦者情報について参照、編集、機体の選択、操縦者の削除を行いたい場合は「参照」、「編集」、「機体選択」、「削除」のボタンを押します。

- ①参照「[Step3 ①登録済の操縦者情報の参照を行う場合](#)」
- ②編集「[Step3 ②登録済の操縦者情報の編集を行う場合](#)」
- ③機体選択「[Step3 ③登録済の操縦者情報の機体選択を行う場合](#)」
- ④削除は「[Step3 ④登録済の操縦者情報の削除を行う場合](#)」

他アカウントへの操縦者情報の提供を行いたい場合は、「他アカウントへの操縦者情報の提供」のボタンを押します。

- ⑤「[Step3 ⑤他アカウントへの操縦者情報の提供を行う場合](#)」

他アカウントへ提供中の操縦者情報の参照・解除を行いたい場合は、「他アカウントへ提供中の操縦者情報の参照・解除」のボタンを押します。

- ⑥「[Step3 ⑥他アカウントへ提供中の操縦者情報の参照・解除を行う場合](#)」

新規に登録を行いたい場合は、「新規作成（技能証明なし）」のボタンを押します。

- ⑦「[Step3 ⑦新規作成（技能証明なし）を行う場合](#)」へ

操縦者情報管理 / 操縦者情報一覧

登録している操縦者の一覧です。
操縦者情報は、申請書を作成する際に必要になります。

操縦者情報一覧

操縦者氏名	技能証明書番号	①	技能認証	②	③	④
■■■■■	22111122100	参照	○	編集	機体選択	削除

← 1 →

戻る

⑤
他アカウントへの
操縦者情報の提供

⑥
他アカウントへ情報提供中の
操縦者情報の参照・解除

⑦
新規作成
(技能証明なし)

07.Step3 : 操縦者情報を登録する(3/11)

①登録済の操縦者情報の参照を行う場合

操縦者情報参照 (技能証明)

I. 操縦者の氏名、住所

氏名	■■■■■
フリガナ	■■■■■
住所	■■■■■
電話番号	■■■■■
メールアドレス	■■■■■

II. 技能証明の内容

ステータス	有効
技能証明書番号	22111122100
有効期間(至)	令和7年11月15日

区分	機体の種類	飛行の方法
一等	回転翼航空機 (マルチローター) 重量25kg未満 (限定解除)	目視内飛行 (限定解除) 屋間飛行 (限定解除)
一等	回転翼航空機 (ヘリコプター)	
二等	回転翼航空機 (マルチローター) 重量25kg未満 (限定解除)	目視内飛行 (限定解除) 屋間飛行 (限定解除)
二等	回転翼航空機 (ヘリコプター)	
二等	飛行機	

戻る

操縦者情報管理の画面が表示されるので、内容を参照し、「戻る」のボタンを押します。

07.Step3：操縦者情報を登録する(4/11)

②登録済の操縦者情報の編集を行う場合

操縦者情報編集（HP掲載団体技能認証なし）

操縦者に関する情報（氏名、住所、基準への適合性等）を入力して下さい。
なお、基準の内容は「基準内容」をクリックして確認して下さい。

I. 操縦者の氏名、住所を入力してください。

1.氏名

2.フリガナ

3.電話番号 国/地域 日本/Japan +81

4.メールアドレス

5.住所 国/地域 日本/Japan 都道府県

市区町村・番地

II. HP掲載団体技能認証情報を入力してください。（有していない場合は「3. 操縦者の基準の適合性」を入力してください。）

登録済の技能認証一覧

No	技能認証番号	発行団体名

選択行

発行団体、講習団体のコードはこちらでも検索

1.発行団体コード

2.講習団体コード

操縦者情報編集のページで変更のある項目を編集します。

発行団体コードまたは講習団体コードを入力する場合は「選択」ボタンを押します。

※技能認証情報は、民間講習団体から発行された技能認定証明書等に記載されている内容を元に入力してください。

※発行団体コードまたは講習団体コードを参照する場合は、「発行団体、講習団体のコードはこちらを参照」をクリックし、国土交通省ホームページ内でご確認ください。

※編集可能項目は以下の通りです。

- I. 操縦者の氏名、住所を入力してください。
- II. HP掲載団体技能認証情報を入力してください。（有していない場合は「3. 操縦者の基準の適合性」を入力してください。）
- III. 操縦者の基準の適合性について以下の設問に回答してください。
- IV. これまでの飛行の実績について入力してください。

07.Step3 : 操縦者情報を登録する(5/11)

②登録済の操縦者情報の編集を行う場合

操縦者情報編集 (HP掲載団体技能認証なし)

操縦者に関する情報 (氏名、住所、基準への適合性等) を入力して下さい。
なお、基準の内容は「基準内容」をクリックして確認して下さい。

1. 操縦者の氏名、住所を入力してください。



物件投下経験 (回)

※マルチコプターは「回転翼航空機」に該当します。

戻る

登録

処理結果

SC_U04_02

操縦者情報が登録されました。登録した操縦者情報は、申請書を作成する際にご利用します。

OK

操縦者情報編集のページでその他変更のある項目を編集し、「登録」のボタンを押します。

※技能認証証明書の「選択」ボタンを押すと証明書の登録ができます。

※入力内容に不備があった場合は、画面にエラーメッセージが表示されます。エラーメッセージに従って内容を修正し、再度「登録」ボタンを押してください。

※1アカウントの操縦者登録上限数は100名です。

メッセージを確認し、「OK」のボタンを押します。

07.Step3：操縦者情報を登録する(6/11)

③登録済の操縦者情報の機体選択を行う場合

飛行可能機体登録

飛行可能機体一覧

操縦者が飛行させることができる機体を、登録した機体の中から選択、追加してください。
なお、機体を登録していない場合は、メニュー画面の「機体情報の登録・変更」から機体情報の登録を行ってください。

機体選択

機体追加

No.	製造者名	型式/名称	
1	■■■■■	■■■■■	削除

戻る

飛行可能機体一覧の画面が表示されるので、プルダウンより追加したい機体を選択し、「機体追加」のボタンを押します。

一覧に機体が追加されます。

※プルダウン内にはDIPSトップページの「無人航空機情報の登録・変更」における機体情報一覧で表示されている機体が表示されます。

07.Step3：操縦者情報を登録する(7/11)

④登録済の操縦者情報の削除を行う場合



操縦者情報一覧のページにおいて「削除」ボタンを押すと、削除についての確認メッセージが出てくるので、削除する場合は「はい」、削除をやめる場合は「いいえ」のボタンを押します。

07.Step3：操縦者情報を登録する(8/11)

⑤他アカウントへの操縦者情報の提供を行う場合



他アカウントへ操縦者情報の提供ができます。
操縦者情報提供画面が表示されるので、提供先の「アカウントID」及び「氏名または法人名」を入力し、「情報提供」のボタンを押します。

メッセージが表示されるので、確認し、「OK」のボタンを押します。

※操縦者情報の提供は、技能証明を有する操縦者のみ可能です。

※当該操作を行うことで、提供先では操縦者情報一覧に提供された情報が追加されます。

07.Step3：操縦者情報を登録する(9/11)

⑥他アカウントへ提供中の操縦者情報の参照・解除を行う場合

操縦者情報提供解除

操縦者情報提供解除

全てを選択

	No.	提供先アカウントID	提供先名称
<input type="checkbox"/>	1	[REDACTED]	[REDACTED]

<< < 1 > >>

戻る解除

他アカウントへ提供中の操縦者情報の参照・解除ができます。

解除を行う場合はチェックを入れ、「解除」のボタンを押します。

07.Step3：操縦者情報を登録する(10/11)

⑦新規作成（技能証明なし）を行う場合

操縦者情報編集（HP掲載団体技能認証なし）

操縦者に関する情報（氏名、住所、基準への適合性等）を入力して下さい。
 なお、基準の内容は「基準内容」をクリックして確認して下さい。

I. 操縦者の氏名、住所を入力してください。

1.氏名

2.フリガナ

3.電話番号 国/地域 -81

4.メールアドレス

5.住所 郵便府県 市区町村・番地

夜間飛行時間（時間）	<input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="0"/>
目視外飛行時間（時間）	<input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="0"/>
物件扱下経験（回）	<input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="0"/>

※マルチコプターは「国産無人空機」に該当します。

戻る

登録

技能証明がない場合はこちらから登録します。操縦者情報管理／操縦者情報編集（HP掲載団体技能認証なし）のページで必要事項を入力し、「登録」のボタンを押します。

※入力内容等に不備があった場合は、画面にエラーメッセージが表示されます。エラーメッセージに従って内容を修正し、再度「登録」ボタンを押してください。

※技能証明なしの場合、以下の項目の入力は必要ありません。

II. HP掲載団体技能認証情報を入力してください。（有していない場合は「3. 操縦者の基準の適合性」を入力してください。）

※操縦者氏名で利用できる文字は、以下の通りとなります。

- 全角文字：
JIS X 0208-JIS 第一水準漢字、JIS 第二水準漢字
- 半角文字：
英字（A～Z・a～z）、数字0～9）、記号（+*/=.:;`@!#\$%?!~^()[]{}_）、スペース

※飛行実績は半角数字で入力してください。また、飛行時間に関する飛行実績は分単位を切り捨てた時間を入力してください。

07.Step3：操縦者情報を登録する(11/11)

⑦新規作成（技能証明なし）を行う場合

処理結果

SC_U04_02

操縦者情報が登録されました。登録した操縦者情報は、申請書を作成する際に利用します。

OK

メッセージを確認し、「OK」のボタンを押す。

08.Step4 : 新規申請に進む

飛行許可・承認メインメニュー

飛行許可・承認の申請に必要な情報を準備する

無人航空機情報の登録・変更

申請を行う機体情報を登録します。
申請書を作成する際には当メニューで登録した情報が必要となりますので事前に登録してください。

操縦者情報の登録・変更

申請を行う操縦者情報を登録します。
申請書を作成する際には当メニューで登録した情報が必要となりますので事前に登録してください。

飛行許可・承認の申請書を作成する

新規申請

飛行許可・承認の申請書を新たに作成します。

申請書一覧

作成済または作成中の飛行許可・承認申請の申請書の情報を確認します。

飛行許可・承認メインメニューのページで、「新規申請」のボタンを押します。

※新規申請を行うには、無人航空機情報及び操縦者情報が登録されていることが必要です。

09.Step5 : 簡易カテゴリー判定を実施する(1/7)

簡易カテゴリー判定をはじめる

飛行許可・承認申請を始めるにあたって、飛行リスクの判定を行います。

「無人航空機の飛行ルール」ホームページにて、カテゴリー区分の概要を確認のうえ、「次へ進む」ボタンを押してください。

● カテゴリーとは

「カテゴリー」とは航空法で定められている、飛行のリスクの程度に応じて段階別に分けられた区分です。

詳しくは、国土交通省ホームページの「無人航空機の飛行ルール」を確認してください。

[無人航空機の飛行ルール](#)

戻る

次へ

簡易カテゴリー判定のページが開きます。
飛行の内容に応じてリスク区分（カテゴリー）が異なり、許可承認の要否及び機体・操縦者・マニュアル等に求められる要件が異なるため、飛行許可・承認申請を始めるにあたって、予め飛行リスクの判定を行います。
カテゴリー区分の概要を事前に確認のうえ、「次へ」のボタンを押します。

※カテゴリーの概要については、[国土交通省のホームページ](#)を参照してください。

09.Step5 : 簡易カテゴリー判定を実施する(2/7)

簡易カテゴリー判定

残り…最大5問

● 飛行禁止空域での飛行有無の確認 (航空法第132条の85第1項関係)

飛行を予定している空域について、以下のうち当てはまるものがあれば、チェックを入れてください。

空港等周辺 地表・水面から150m以上の高さの空域 人・家屋の密集地帯の上空

● 飛行の方法の確認 (航空法第132条の86第2項関係)

飛行の方法について、以下のうち当てはまるものがあれば、チェックを入れてください。

夜間飛行 目視外飛行 人・家屋等から30m未満 催し場所上空 物件投下 危険物輸送

戻る次へ

簡易カテゴリー判定のための設問ページが開くので、各項目にチェックをつけます。

飛行禁止空域での飛行有無の確認について該当するものがあればチェックを入れます。

※複数選択可能です。

09.Step5 : 簡易カテゴリー判定を実施する(3/7)

簡易カテゴリー判定

残り…最大5問

● 飛行禁止空域での飛行有無の確認（航空法第132条の85第1項関係）

飛行を予定している空域について、以下のうち当てはまるものがあれば、チェックを入れてください。

空港等周辺 地表・水面から150m以上の高さの空域 人・家屋の密集地域の上空

● 飛行の方法の確認（航空法第132条の86第2項関係）

飛行の方法について、以下のうち当てはまるものがあれば、チェックを入れてください。

夜間飛行 目視外飛行 人・家屋等から30m未満 僅し場所上空 物件投下 危険物輸送

戻る

次へ

飛行の方法の確認について該当するものがあればチェックを入れ、「次へ」のボタンを押します。

※複数選択可能です。

09.Step5 : 簡易カテゴリー判定を実施する(4/7)

● 飛行リスクの緩和措置の確認

立入管理措置を講じますか？

はい いいえ

補助者を配置する。 立入禁止区画を設定する。 立入管理区画を設定する。
 立入管理区画を設定する(レベル3飛行)。 その他対策を講じる。

30m以下の係留索による係留飛行を行いますか？

はい いいえ

飛行リスクの緩和措置の確認について該当するものにチェックを入れ、「次へ」のボタンを押します。

※立入禁止措置を講じますか？の質問に回答後、「次へ」のボタンを押すと続けて質問が表示されるので、選択して「次へ」のボタンを押してください。

※チェックボックスの場合は複数選択可能です。

※第三者上空の飛行を行わないために講じる安全対策について、次の項目から選択してください。

- ・補助者を配置する。
- ・立入禁止区画を設定する。
(催し場所の上空を飛行させる場合等)
- ・立入管理区画を設定する。
(塀やフェンス等の設置、関係者以外の立入りを制限する旨の看板、コーン等の設置)
- ・立入管理区画を設定する。
(レベル3飛行を行う場合)
- ・その他対策を講じる。

09.Step5 : 簡易カテゴリー判定を実施する(5/7)

● 飛行させる機体および操縦者（飛行させる者）の確認

飛行させる機体は全て第二種機体認証以上を有している、かつ操縦者（飛行させる者）は全員二等無人航空機操縦士以上の技能証明を受けていますか。

はい いいえ

戻る

次へ

飛行させる機体および操縦者（飛行させる者）の確認について該当するものにチェックを入れ、「次へ」のボタンを押します。

※複数選択できません。

※**機体認証**、**操縦者技能証明**のいずれかを有している場合においては、「いいえ」を選択してください。

09.Step5 : 簡易カテゴリー判定を実施する(6/7)

● 飛行させる機体の最大離陸重量の確認

飛行させる機体は全て最大離陸重量25kg未満ですか？

はい いいえ

戻る

次へ

飛行させる機体の最大離陸重量の確認について該当するものにチェックを入れ、「次へ」のボタンを押します。

※複数選択できません。

09.Step5 : 簡易カテゴリー判定を実施する(7/7)

簡易カテゴリー判定

飛行カテゴリーは「**カテゴリー II A**」です。

このまま、許可・承認申請を続けるには「飛行許可・承認申請へ」ボタンをクリックしてください。
カテゴリー判定をやり直す場合は「カテゴリー判定へ戻る」ボタンをクリックしてください。

カテゴリー判定へ戻る

飛行許可・承認申請へ

判定結果が表示されるので、「飛行許可・承認申請へ」のボタンを押し、当該カテゴリーでの申請を行います。

10.Step6：飛行概要・飛行詳細を入力する(1/7)

飛行概要

STEP 01 飛行概要入力 STEP 02 飛行詳細入力 STEP 03 機体・操縦者選択 STEP 04 その他詳細等入力 STEP 04 申請書確認 STEP 05 申請完了

申請中のカテゴリは「**カテゴリII A**」です。

飛行の概要（飛行の目的、理由、期間等）を正しく入力して下さい。

I.飛行の目的はなんですか？

1.業務

空撮 輸送取付 監視 農林水産業 測量 環境調査 設備メンテナンス
 インフラ点検・保守 資材管理 輸送・宅配 自然観測 事故・災害対応
 その他（選択した場合は、下記に飛行の目的を入力して下さい。）

V.飛行する場所はどこですか？

1.飛行する場所はどこですか？ ①

特定の場所・経路で飛行しない 特定の場所・経路で飛行する

キャンセル

次へ

飛行概要のページで必要事項を入力し、「次へ」のボタンを押します。（次頁にも当該画面の説明が続きます。）

※飛行の目的については、次頁の表「[飛行の目的一覧](#)」を参照してください。

※飛行許可が必要な理由については、次々頁の表「[飛行許可が必要な理由一覧（飛行空域）](#)」、「[飛行許可が必要な理由一覧（飛行方法）](#)」を参照してください。

※飛行する場所において、「特定の場所・経路で飛行しない」を選択した場合「[Step6 ①特定の場所・経路で飛行しない場合](#)」へ、「特定の場所・経路で飛行する」を選択した場合「[Step6 ②特定の場所・経路で飛行する場合](#)」へ

※入力内容に不備があった場合は、画面にエラーメッセージが表示されます。エラーメッセージに従って内容を修正し、再度「次へ」ボタンを押してください。

10.Step6 : 飛行概要・飛行詳細を入力する(2/7)

飛行概要

STEP 01
飛行概要入力

STEP 02
飛行詳細入力

STEP 03
機体・操縦者選択

STEP 04
その他詳細等入力

STEP 04
申請書確認

STEP 05
申請完了

申請中のカテゴリは「**カテゴリ-IIA**」です。

飛行の概要（飛行の目的、理由、期間等）を正しく入力して下さい。

I. 飛行の目的はなんですか？

1.業務

空撮 軽運取材 管溝 農林水産等 測量 環境調査 設備メンテナンス
 インフラ点検・保守 資材管理 輸送・定配 自然観測 事故・災害対応
 その他（選択した場合は、下記に飛行の目的を入力して下さい。）



V. 飛行する場所はどこですか？

1.飛行する場所はどこですか？ ①

特定の場所・経路で飛行しない 特定の場所・経路で飛行する

キャンセル

次へ

中断

飛行概要のページで必要事項を入力し、「次へ」のボタンを押します。（次頁にも当該画面の説明が続きます。）

※以下の項目への入力が必要で。

- I. 飛行の目的はなんですか？
- II. 立入管理措置はどのように行いますか？
- III. 飛行許可が必要な理由
- IV. 年間を通じて飛行しますか？
- V. 飛行する場所はどこですか？

II 及び III については、簡易カテゴリ判定の際に回答した内容が反映されており、変更できない箇所があります。選択したものにより、飛行理由等追加入力が必要な項目がありますので入力可能となっている白枠部分に入力してください。

※地表等高度および海拔高度は、半角数字で入力してください。

飛行許可が必要な理由で「地表・水面から150m以上の高さの空域」または「空港周辺」を選択している場合は入力が必要で。

※「空港設置管理者等」および「空域を管轄する管制機関」との調整結果を入力してください。関係機関との調整方法については、航空局ホームページをご確認下さい。

※催し場所上空の飛行を行う場合は「催し名称」「主催者名」「調整結果」を記載してください。

10.Step6 : 飛行概要・飛行詳細を入力する(3/7)

飛行概要

STEP 01 飛行概要入力 STEP 02 飛行詳細入力 STEP 03 機体・操縦者選択 STEP 04 その他詳細等入力 STEP 04 申請書確認 STEP 05 申請完了

申請中のカテゴリは「**カテゴリーIIA**」です。

飛行の概要（飛行の目的、理由、期間等）を正しく入力して下さい。

I. 飛行の目的はなんですか？

1.業務

空撮 輸送取付 管渠 農林水産等 測量 環境調査 設備メンテナンス
 インフラ点検・保守 資材管理 輸送・定配 自然観測 事故・災害対応
 その他（選択した場合は、下記に飛行の目的を入力して下さい。）



V. 飛行する場所はどこですか？

1.飛行する場所はどこですか？ ①

特定の場所・経路で飛行しない 特定の場所・経路で飛行する

キャンセル

次へ

中断

飛行概要のページで必要事項を入力し、「次へ」のボタンを押します。

※天候不良等により飛行日時が変化する場合には、飛行の延期等も考慮した期間で申請してください。なお、申請可能な期間は1年間が限度となります。

※「V.飛行する場所はどこですか？」については以下の点にもご注意ください。

次のいずれかの飛行を行う場合、「特定の場所・経路で飛行する」を選択してください。「特定の場所・経路で飛行する」を選択した場合、次画面で地図の作成が必須となります。

- ・ 空港等周辺の空域における飛行
- ・ 地表又は水面から150m以上の高さの空域における飛行
- ・ 人又は家屋の密集している地域の上空における夜間飛行
- ・ 夜間における目視外飛行
- ・ 補助者を配置しない目視外飛行(レベル3飛行)
- ・ 催し場所の上空の飛行
- ・ 趣味目的での飛行
- ・ 研究開発目的での飛行

※「次へ」のボタンを押した後、入力項目に不足があった場合は、不足項目への入力を促すメッセージが表示されます。

10.Step6 : 飛行概要・飛行詳細を入力する(4/7)

飛行の目的一覧

項番	飛行の目的	区分	備考
1	空撮	業務	風景・施設の撮影、TV・映画制作、イベント撮影 等
2	報道取材	業務	報道取材 等
3	警備	業務	侵入者追跡、工場内立入者監視 等
4	農林水産業	業務	農薬散布、松くい虫防除、種まき、肥料散布、育成踏査 等
5	測量	業務	工事現場での測量 等
6	環境調査	業務	放射能計測、大気汚染調査 等
7	設備メンテナンス	業務	プラント保守、施工計画調査、ソーラーパネル管理 等
8	インフラ点検・保守	業務	道路・橋梁点検、トンネル内点検、河川管理施設の点検、海岸保全施設の点検、港湾施設の点検 等
9	資材管理	業務	プラント資材管理、資材の容積計測 等
10	輸送・宅配	業務	物資輸送、宅配 等
11	自然観測	業務	火山観測、地形変化計測、資源観測 等
12	事故・災害対応等	業務	土砂崩れ等の被害調査、山岳救助、水難者捜索、被災者捜索、火災等の原因等の調査、交通事故現場検証 等
13	趣味	業務以外	協議会、スポーツ、レクリエーション、個人的な趣味の飛行 等
14	研究開発	業務以外	研究開発 等
15	その他	業務/業務以外	上記以外の理由、試験飛行の場合

10.Step6 : 飛行概要・飛行詳細を入力する(5/7)

飛行許可が必要な理由一覧（飛行空域）

項番	区分	空域
1	飛行禁止空域の飛行（第132条の85関係）	空港周辺
2		地表・水面から150m以上の高さの空域
3		人・家屋の密集地域の上空

飛行承認が必要な理由一覧（飛行方法）

項番	区分	飛行方法
1	飛行の方法（第132条の86関係）	夜間の飛行
2		目視外での飛行
3		人・物件から30m未満の距離
4		催し物上空の飛行
5		危険物の輸送
6		物件投下

10.Step6：飛行概要・飛行詳細を入力する(6/7)

①特定の場所・経路で飛行しない場合

飛行詳細

STEP 01 飛行概要入力 **STEP 02 飛行詳細入力** STEP 03 機体・操縦者選択 STEP 04 その他詳細等入力 STEP 05 申請書確認 STEP 06 申請完了

申請中のカテゴリーは「**カテゴリーIIA**」です。

飛行の詳細（飛行の範囲、場所等）を正しく入力して下さい。
飛行を予定している経路に応じてその飛行範囲を地図上に記載して下さい。
詳しい操作方法はこちら

I.飛行が想定される範囲はどこですか？

1.飛行範囲
「都道府県」を選択した場合は、飛行場所に該当する都道府県を全て選択してください。
(地方航空局宛てに申請を行う場合は、選択した都道府県の管轄局を申請先として選択してください。
選択した都道府県が同局の管轄に跨る場合は、申請者の住所を管轄する地方航空局を申請先として選択してください。)

日本全国 都道府県名 その他

II.申請先はどこですか？

1.申請先 ^①

東京航空局 大阪航空局 東京空港事務所 関西空港事務所 国土交通省（本省）

キャンセル **次へ** 中断

飛行詳細のページで必要事項を入力し、「次へ」のボタンを押します。

※以下の項目への入力が必須です。

- I.飛行が想定される範囲はどこですか？
- II.申請先はどこですか？

※飛行させる空域や地域によって申請先が異なります。申請先をよくご確認のうえ、お手続きをお願いします。

※業務飛行等により、飛行エリアを「日本全国」として申請する場合は、お住まいの都道府県を管轄する地方航空局長あて申請してください。

※空港等周辺及び150m以上の空域を飛行する場合は、東京空港事務所長又は関西空港事務所長あて申請してください。

※空港周辺空域で夜間飛行を行う場合などは、同一の申請書を空港事務所と地方航空局のいずれにも申請する必要があります。その場合、一方の申請書を作成した後に、[申請書複製機能](#)を使用して、作成済みの申請書の提出先を変更し、それぞれに提出をしてください。

10.Step6：飛行概要・飛行詳細を入力する(7/7)

②特定の場所・経路で飛行する場合

飛行詳細

STEP 01 飛行概要入力 **STEP 02 飛行詳細入力** STEP 03 機体・操縦者選択 STEP 04 その他詳細等入力 STEP 05 申請書確認 STEP 06 申請完了

申請中のカテゴリーは「**カテゴリーII A**」です。

飛行の詳細（飛行の範囲、場所等）を正しく入力して下さい。
飛行を予定している経路に応じてその飛行範囲を地図上に記載して下さい。
詳しい操作方法はこちら

I.飛行を予定している場所はどこですか？

I.飛行場所

都道府県市区町村名等を記載してください。
なお、日本全国や都道府県単位（「〇〇県」、「〇〇県及び〇〇県」等）で申請を行う場合は、特定の場所・経路で飛行しない申請となりますので、前画面に戻り「4. 飛行する場所はどこですか？」の選択を変更してください。

2.飛行経路の地図を作成してください。 ⓘ

選択

※選択されていません

削除



キャンセル

中断

次へ

飛行詳細のページで必要事項を入力し、「次へ」のボタンを押します。

※飛行経路の地図の作成は、「選択」のボタンを押します。作成方法については、[こちら](#)を参照してください。

※以下の項目への入力が必須です。

- I.飛行を予定している場所はどこですか？
- II.申請先はどこですか？

11.Step7 : 飛行機体・操縦者を選択する(1/8)

機体・操縦者概要

STEP 01 飛行概要入力 STEP 02 飛行詳細入力 **STEP 03 機体・操縦者選択** STEP 04 その他詳細等入力 STEP 05 申請書確認 STEP 06 申請完了

申請中のカテゴリは「**カテゴリ-IIA**」です。

飛行させる機体、操縦者およびマニュアルに関する情報を正しく入力して下さい。

I.機体情報一覧・選択 ?

機体選択

機体情報一覧・選択

全選択

機体追加

号等	機体認証	使用条件指定書	無人航空機飛行規程		
3012345		遵守	遵守	追加基準	削除

キャンセル

登録

機体・操縦者概要のページで「機体選択」のボタンを押すと機体情報一覧・選択の画面が表示されます。

飛行許可・承認メインメニューのページにある「[無人航空機情報の登録・変更](#)」にて入力を行った機体情報が反映されますので、申請に必要な機体を選択し、「機体追加」のボタンを押します。

なお、機体を追加した後にメニュー画面「[無人航空機情報の登録・変更](#)」から機体情報を変更した場合、申請書作成内容に自動的に反映されません。

変更内容を反映させるには、該当する機体を一度削除した後に、再度「機体追加」を行ってください。選択した記載が一覧に追加されます。

申請する飛行形態に応じて追加基準の登録が必要となりますので、各機体ごとに「追加基準」のボタンを押します。（右にスクロールすることで当該ボタンが表示されます。）

11.Step7 : 飛行機体・操縦者を選択する(2/8)

機体 追加基準適合入力

選択した機体の追加基準への適合性に関する情報を正しく入力して下さい。

なお、飛行形態により複数の事項に係る許可等を要する場合には、それらの事項に係る全ての追加基準に適合していることを入力してください。

I. 飛行形態に応じた追加基準を入力して下さい

4-1. 自動操縦システムを装備し、機体に設置されたカメラ等により機体の外の様子を監視できること。

- メーカー指定の自動操縦システム及び純正のカメラを装備している。
- 機体に設置されたカメラ等により機体の外の様子を監視できる。自動操縦システムは装備していないが、補助者が常に飛行状況や周囲の状況を監視し、操縦者に必要な助言を行うことで安全を確保する。
- 自動操縦システムを装備している。また、機体に設定されたカメラ等により機体の外の様子を監視できる。
- その他



機体追加適合基準入力のページで必要事項を入力し、「登録」ボタンを押します。

※ファイルアップロードが必要な項目については「選択」を押し、該当ファイルをアップロードしてください。

※ファイル形式や入力内容等に不備があった場合は、画面にエラーメッセージが表示されます。エラーメッセージに従って内容を修正し、再度「登録」ボタンを押してください。

※ホームページ掲載無人航空機については、[航空局ホームページ](#)にて確認してください。また、当該無人航空機の飛行形態に適合する場合、書類の添付は不可となっています。

※以下の項目の入力が必要です。

I. 飛行形態に応じた追加基準を入力して下さい

※アップロード可能なファイルの形式及び容量は以下の通りです。

ファイル形式：

xls,xlsx,doc,docx,pdf,jpg,jpeg,png,gif

容量:2MB

飛行実績が確認できる資料を添付してください。 ※飛行実績を有していない場合は安全対策（係留装置、ネット等）が確認できる資料を添付してください。

資料及び写真等

11.Step7 : 飛行機体・操縦者を選択する(3/8)

機体情報一覧・選択

全選択

No.	製造者名	型式/名称	登録記号等	機体認証	使用条件指定書	無人航空機飛行
1	■■■■	■■■■	■■■■		遵守	遵守
2	■■■■	■■■■	■■■■		遵守	遵守

1

機体情報一覧・選択のページに戻るのので、登録する機体を確認し、「登録」のボタンを押します。

※選択した全ての機体について、追加基準が入力されているかチェックが行われます。

選択した機体のうち1機でも追加基準を満たしていない場合は、登録出来ません。

機体追加適合基準入力のページをご確認頂き、追加基準の入力内容をご確認ください。

※「使用条件等指定書」「無人航空機飛行規程」の項目は、所有する機体が型式認証を取得した機体である場合、又は個別の機体認証を取得した機体である場合に表示されます。

11.Step7 : 飛行機体・操縦者を選択する(4/8)

機体・操縦者概要

STEP 01 飛行概要入力 STEP 02 飛行詳細入力 **STEP 03 機体・操縦者選択** STEP 04 その他詳細等入力 STEP 05 申請書確認 STEP 06 申請完了

申請中のカテゴリは「**カテゴリ II A**」です。

飛行させる機体、操縦者およびマニュアルに関する情報を正しく入力して下さい。

I.機体情報一覧・選択 ⓘ

機体選択

II.操縦者情報一覧・選択 ⓘ

操縦者選択

機体・操縦者概要のページに戻るので、「操縦者選択」のボタンを押します。

11.Step7 : 飛行機体・操縦者を選択する(5/8)

操縦者情報一覧・選択

全選択

No.	操縦者名	機体情報	一等	二等	技能認証	
1	████████	████████				<input type="button" value="削除"/>

◀◀ ◀ 1 ▶ ▶▶

✕ 飛行許可・承認メインメニューのページにある「操縦者情報の登録・変更」にて入力を行った操縦者情報が反映されますので、申請に必要な操縦者名を選択し、「操縦者追加」のボタンを押します。

なお、操縦者を追加した後にメニュー画面「操縦者情報の登録・変更」から操縦者情報を変更した場合、申請書作成内容に自動的に反映されません、変更内容を反映させるには、該当する操縦者を一度削除した後に、再度「操縦者追加」を行ってください。

※「一等（操縦者技能証明）」「二等（操縦者技能証明）」「技能認証（民間技能認証）」の項目は、選択した操縦者が技能証明等を取得した場合には表示されません。

11.Step7：飛行機体・操縦者を選択する(6/8)

機体・操縦者概要

STEP 01
飛行機体入力
STEP 02
飛行詳細入力
STEP 03
機体・操縦者選択
STEP 04
その他詳細等入力
STEP 05
申請書確認
STEP 06
申請完了

申請中のカテゴリーは「**カテゴリーII A**」です。

飛行させる機体、操縦者およびマニュアルに関する情報を正しく入力して下さい。

I.機体情報一覧・選択

機体選択

II.操縦者情報一覧・選択

操縦者選択

III.使用する飛行マニュアルを選択してください

1.使用する飛行マニュアルを選択してください。
「航空局標準マニュアル」を使用する場合、記載内容を十分理解のうえご使用ください。
最新の航空局標準マニュアルは、航空局ホームページにて確認が可能です。
最新の航空局標準マニュアルは [こちら](#) を参照

- 航空局標準マニュアルを使用する。
 - 航空局標準マニュアル01
 - 航空局標準マニュアル02
 - 航空局標準マニュアル（空中散布）
 - 航空局標準マニュアル（研究開発）
 - 航空局標準マニュアル01（インフラ系統）
 - 航空局標準マニュアル02（インフラ系統）
- 航空局ホームページ掲載されている以下の団体等が定める飛行マニュアルを使用する。
- リスク評価ガイドラインに基づき作成した飛行マニュアル（別冊）を使用する。
- 上記以外の飛行マニュアル（別冊）を使用する。

キャンセル

次へ

機体・操縦者概要のページに戻るのので、その他、必要事項を入力し、「次へ」のボタンを押します。

※ファイルアップロードが必要な項目については「選択」ボタンを押し、該当ファイルをアップロードしてください。

アップロード可能なファイルの形式及び容量は以下の通りです。

ファイル形式：xls,xlsx,doc,docx,pdf,jpg,jpeg,png,gif
容量：10MB

※ファイル形式や入力内容等に不備があった場合は、画面にエラーメッセージが表示されます。エラーメッセージに従って内容を修正し、再度「登録」ボタンを押してください。

※以下の項目への入力が必要です。

- I.機体情報一覧・選択
- II.操縦者情報一覧・選択
- III.使用する飛行マニュアルを選択してください

※航空局標準マニュアルを使用して申請する場合は、飛行時に使用するマニュアルを選択してください（複数選択可）

ただし、航空局標準マニュアル01及び02を併用することは出来ません。

詳しくは、航空局ホームページにてご確認下さい。

その他マニュアルを選択した場合は、航空局標準マニュアルと同等の水準かを選択し、作成したマニュアルを添付してください。

11.Step7：飛行機体・操縦者を選択する(7/8)

その他詳細等入力画面

STEP 01 飛行機体入力 STEP 02 飛行詳細入力 STEP 03 機体・操縦者選択 **STEP 04 その他詳細等入力** STEP 05 申請書確認 STEP 06 申請完了

申請中のカテゴリは「カテゴリーII A」です。
その他詳細情報（加入保険情報、緊急連絡先等）に関する情報を正しく入力して下さい。

I. 第三者賠償責任保険に加入している場合は入力してください。

1. 保険会社名
 複数保険加入時は保険会社名を列挙してください。

2. 商品名
 複数保険加入時は商品名を列挙してください。

3. 賠償金額（対人）
 無制限
 複数保険加入時は最も高い金額を記載してください。

4. 賠償金額（対物）
 無制限
 複数保険加入時は最も高い金額を記載してください。

5. 賠償能力
第三者賠償責任保険に加入していない場合は、参考として賠償能力の情報を入力してください。①
 有 無
「有」を選択している場合は、賠償能力について記載してください。



キャンセル **次へ** 中断

その他詳細情報等の入力ページに進むので、必要事項を入力し、「次へ」のボタンを押します。（次頁にも当該画面の説明が続きます。）

※添付ファイルの追加では、その他申請書作成時に添付できなかったファイルや追加ファイルがあれば添付してください。

※ファイルアップロードが必要な項目については「選択」を押し、該当ファイルをアップロードしてください。

アップロード可能なファイルの形式及び容量は以下の通りです。

ファイル形式：xls,xlsx,doc,docx,pdf,jpg,jpeg,png,gif
容量：10MB

※ファイル形式や入力内容等に不備があった場合は、画面にエラーメッセージが表示されます。エラーメッセージに従って内容を修正し、再度「次へ」ボタンを押してください。

※以下の項目への入力が必要で、その他項目は該当及び必要に応じて入力してください。

II. 緊急連絡先を確認してください。

III. 受け取る許可書の形式を選択してください。

※電子許可書または紙の許可書を選択します。紙の許可書を選択した場合は提出先への返信用封筒の郵送が必要です。

11.Step7：飛行機体・操縦者を選択する(8/8)

その他詳細等入力画面

STEP 01 飛行機体入力 STEP 02 飛行詳細入力 STEP 03 機体・操縦者選択 **STEP 04 その他詳細等入力** STEP 05 申請書確認 STEP 06 申請完了

申請中のカテゴリは「**カテゴリ-II A**」です。
その他詳細情報（加入保険情報、緊急連絡先等）に関する情報を正しく入力して下さい。

1. 第三者賠償責任保険に加入している場合は入力してください。

1. 保険会社名
複数保険加入時は保険会社名を列挙してください。

2. 商品名
複数保険加入時は商品名を列挙してください。

3. 賠償金額（対人）
 無制限
複数保険加入時は最も高い金額を記載してください。

4. 賠償金額（対物）
 無制限
複数保険加入時は最も高い金額を記載してください。

5. 賠償能力
第三者賠償責任保険に加入していない場合は、参考として賠償能力の情報を入力してください。①
 有 無
「有」を選択している場合は、賠償能力について記載してください。



キャンセル **次へ** 中断

その他詳細情報等の入力ページに進むので、必要事項を入力し、「次へ」のボタンを押します。

※補償金額は半角数字で入力してください。

複数の保険に加入している場合、「保険会社名」、「商品名」、「補償金額（対人）」、「補償金額（対物）」は以下の通り、入力してください。

- ・「保険会社名」：保険会社名を列挙
- ・「商品名」：商品名を列挙
- ・「補償金額（対人）」、「補償金額（対物）」：最も高い金額を記載

補償金額（対人）または補償金額（対物）が無制限の場合、「無制限（対人）」または「無制限（対物）」にチェックを入れてください。

保険に加入していない場合、賠償能力の有無を選択してください。

12.Step8 : 申請書を確認する

申請書情報管理 / 申請書内容確認

入力内容を基に作成された以下の申請様式、別添資料等を選択して内容を確認して下さい。
また、申請書を保存・印刷する場合は、様式等を選択してブラウザから保存・印刷を行って下さい。

No.	申請書
1	様式1 無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書
2	様式2 無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書
3	様式3 無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書

㉿

16	
17	

申請書の内容は間違いありませんか？

キャンセル

申請する

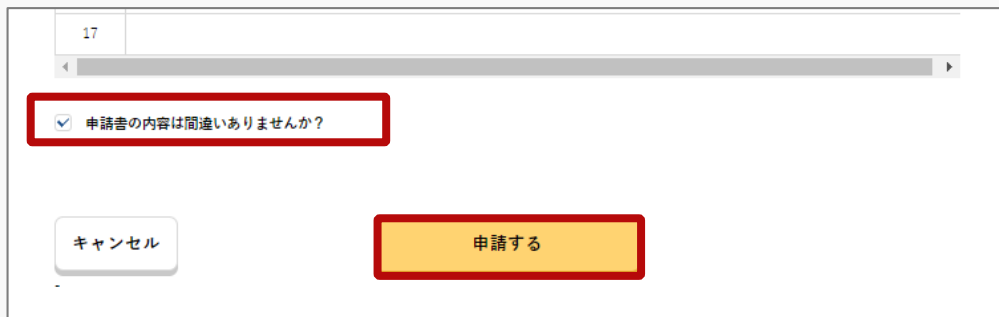
申請書情報管理／申請書内容確認のページで、入力内容を元に作成された申請様式、別添資料等が表示されるため、クリックし、内容を確認します。

※申請書を保存・印刷する場合は、様式等を選択してブラウザから保存・印刷を行って下さい。

注意事項！

ご自身が許可承認を必要とする飛行内容で間違いがないか、様式、別添資料含め、必ず申請内容を最終確認してください。

13.Step9 : 申請書を提出する



17

申請書の内容は間違いありませんか？

キャンセル 申請する

最後に改めて入力内容をご確認頂き、問題がない場合は「申請書の内容は間違いありませんか？」にチェックを付け、「申請する」のボタンを押します。



処理結果

SC_U02_15

申請を受け付けました。

審査状況等はメニュー画面の「申請書一覧」より確認をして下さい。

OK

メッセージを確認し、「OK」のボタンを押します。

以上で新規申請は完了です。

地方航空局、空港事務所等で申請内容の確認が行われ、確認が終了すると、メールアドレスに通知されます。

※申請が完了及び中断した申請書については申請書一覧から確認が可能です。[申請書一覧の確認方法のマニュアル](#)を確認してください。

申請者向け操作マニュアル

<申請者>

02.変更申請方法

目次

01.はじめに	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.02-2
02.ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.02-3
03.飛行許可・承認 変更申請のステップ	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.02-4
04.Step1：ドローン情報基盤システムにログインする	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.02-5
05.Step2：変更申請に進む	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.02-8
06.Step3：変更する申請書を選択する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.02-9
07.Step4：変更申請事由を選択する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.02-10
08.Step5：機体・操縦者を選択する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.02-11

01.はじめに（飛行許可・承認の変更申請を希望する皆様へ）

- ドローン情報基盤システムでは、無人航空機の飛行許可・承認における以下の手続きを行うことができます。
 - ・新規申請
 - ・変更申請
 - ・更新申請
 - ・申請書の複製
 - ・申請書一覧の確認
 - ・申請状況確認
 - ・補正指示内容確認および補正申請
 - ・申請の取り下げ
 - ・許可書のダウンロード
 - ・機体情報・操縦者情報の編集
 - ・旧システムで飛行許可・承認を受けた申請書の参照
- このマニュアルには、ドローン情報基盤システムで飛行許可・承認の変更申請を行うための操作方法を記載していますので、この手続きを行う場合にご覧ください。
- より理解を深めるためには、このマニュアルと併せてドローン情報基盤システムに掲載している[よくある質問](#)のページをご覧ください。

02. ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項

- ドローン情報基盤システムの申請手続き中に60分以上操作を中断（何も操作しない状態）されると、手続きのやり直しが必要になります。これは、パソコンまたはスマートフォンから離れている間に悪意を持った第三者に画面を見られ、個人情報が増洩するリスクを下げるための保護機能です。
- 各フォームに入力すべき情報や、入力の方法が分からない場合、フォームの項目名の隣にある **i** マークにマウスのポインターを合わせて頂くことで、フォームに入力すべき情報や入力情報の説明を表示できます。（スマートフォン利用の場合は、タップいただくことで表示されます。）
- システム使用中は、ブラウザの「戻る」ボタンや「更新」ボタン等、ブラウザのボタンは、押さないでください。システムが、正常に動作しなくなる可能性があります。
- 複数端末による同時ログインはシステムが正常に動作しなくなる恐れがあるため、実施しないでください。
- 無人航空機登録制度やレベル4実現に向けた新たな制度、その他の飛行のルール等は、[国土交通省のホームページ](#)をご覧ください。
※リンクを押すと外部サイトが開きます。

03.飛行許可・承認 変更申請のステップ

ドローン情報基盤システムで以下のステップで申請を実施しましょう。

飛行許可・承認の変更申請を開始

Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする

ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムにログインします。

Step2 : 変更申請に進む

メインメニューで「変更申請」のボタンを選択します。

Step3 : 変更する申請書を選択する

申請書一覧から対象の申請書を選択します。

Step4 : 変更申請事由を選択する

変更申請の事由を選択します。

Step5 : 機体・操縦者を選択する

飛行させる機体、操縦者およびマニュアルに関する情報を入力します。

Step6 : 申請書の確認

申請様式、別添資料等を選択し内容を確認する。

Step7 : 申請書を提出する

申請書の内容を確認し、提出する。

変更申請が完了

地方航空局、空港事務所等で申請内容の確認が行われ、確認が終了すると、メールアドレスに通知されます。

※変更申請とは、既に受けている許可・承認の期間内に申請内容の一部を変更し、飛行を継続する申請を指します。変更対象の許可・承認に関する申請を本システムで実施している場合は、以下の手順に従い変更申請を行ってください。なお、変更対象の許可・承認に関する申請を書面等の本システム以外の方法で実施している場合は、通常の新規申請として申請を行ってください。

また、変更申請が可能な主な申請内容は以下の通りです。

- ・無人航空機の登録記号
- ・無人航空機の機体認証書番号又は無人航空機の機能及び性能に関する事項
- ・無人航空機を飛行させる者の無人航空機操縦者技能証明書番号又は無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項
- ・無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項

04.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (1/3)



DIPS2.0 [トップページ](https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/) にアクセスします。

(<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>)

ログインボタンを押します。



ログインページで、アカウントを開設された際のIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押します。

注意事項！

ログインするにはドローン情報基盤システムのアカウントが必要です。アカウントが開設されていない方は先にアカウントの開設をしてください。

※ログインIDは英字3文字+数字6文字のものです。
(例) ABC123456

04.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (2/3)



ログインに成功すると、「ドローン情報基盤システム2.0」のポータル画面の右上に登録されたアカウントの氏名が表示されます。



画面をスクロールし、「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンより該当する手続へ進んでください。


各種手続のボタンは次頁をご確認ください。

04.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (3/3)

「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンはこちらになります。
各種手続きのボタンを押すと、個別手続きのトップページに遷移します。

特定飛行を行う場合の手続

特定飛行を行う場合の手続き
手順の確認 ▾



以下の特定飛行を行う場合は、事前に飛行の許可・承認を受ける必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

（特定飛行）

- ・空港等周辺、緊急用航空機、150m以上上空での飛行
- ・人口集中地区での飛行
- ・夜間飛行
- ・目視外飛行
- ・人又は物件から30m未満での飛行
- ・催し場所上空での飛行
- ・危険物の輸送
- ・物件取下

また、無人航空機を飛行させる前にあらかじめ、他の無人航空機の飛行計画や飛行禁止空域等の確認を行うとともに、自らの飛行計画を通報する必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。


なお、事前に無人航空機の登録が必要ですので、お済みでない方は、「無人航空機の登録」を実施ください。

飛行許可・承認申請へ

飛行計画の通報・確認へ

無人航空機の登録手続

無人航空機の登録手続き
手順の確認 ▾



100g以上の機体が航空法の規制対象です。
登録されていない無人航空機を飛行させることはできません。申請した機体の登録記号が発番されたら、機体への登録記号の表示に加え、リモートID機能を搭載しなければなりません。

無人航空機の登録申請へ

無人航空機に関する事故発生時の手続

無人航空機に関する事故等発生時の手続
手順の確認 ▾



以下の事故等発生時においては、操縦者が国土交通大臣に事故等の内容の報告を行う必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

『事故』

- ・無人航空機による人の死傷（重傷以上の場合）
- ・第三者の所有する物件の損壊
- ・航空機との衝突又は接触

『重大インシデント』

- ・航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認められるもの
- ・無人航空機による人の負傷（軽傷の場合）
- ・無人航空機の制御が不能となった事態
- ・無人航空機が発火した事態（飛行中に発生したものに限る）

事故等の報告へ

機体認証、技能証明の取得手続

機体認証、技能証明の取得手続き
手順の確認 ▾



第三者上空を補助者なしで目視外飛行を行う場合や一部特定飛行で許可・承認不審とするためには、機体認証を受けた無人航空機を技能証明を受けた操縦者が飛行させる必要があります。機体認証に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)を、技能証明に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

機体認証の取得申請へ

技能証明の取得申請へ

05.Step2 : 変更申請に進む

飛行許可・承認メインメニュー

飛行許可・承認の申請に必要な情報を準備する

無人航空機情報の登録・変更

申請を行う機体情報を登録します。
申請書を作成する際には当メニューで登録した情報が必要となりますので事前に登録してください。

操縦者情報の登録・変更

申請を行う操縦者情報を登録します。
申請書を作成する際には当メニューで登録した情報が必要となりますので事前に登録してください。

飛行許可・承認の申請書を作成する

新規申請

飛行許可・承認の申請書を新たに作成します。

申請書一覧

作成済または作成途中の飛行許可・承認申請の申請書の情報を確認します。

変更申請

許可された飛行許可・承認申請の機体情報、操縦者情報及び飛行マニュアルの内容等を変更し、再度申請を行います。

更新申請

許可された飛行許可・承認申請の飛行期間を更新し、再度申請を行います。
なお、更新申請は飛行許可・承認の終了日まで2カ月以内の期間のみ申請可能です。

飛行許可・承認メインメニューのページで、「変更申請」ボタンを押します。

06.Step3 : 変更する申請書を選択する

申請書情報管理 / 申請書一覧 (変更)

変更申請が可能な申請書の一覧です。
変更申請を行う場合は、対象の申請書の「変更」ボタンをクリックして下さい。

宛先	飛行目的	カテゴリー	許可番号	手続き状況	
東京航空局	その他1	II A	東京運航第1021号	手続き終了	<input type="button" value="変更"/>
東京航空局	その他1	II A	東京運航第12345号	手続き終了	<input type="button" value="変更"/>

◀ ◁ 1 ▷ ▶ ▶▶

戻る

申請書一覧 (変更) のページが開きます。変更申請を行う申請書の「変更」ボタンを押します。

注意事項

一覧には申請状況が「審査終了」もしくは「手続き終了」の申請のみが表示され、その他の手続き状況のものは表示されません。

07.Step4 : 変更申請事由を選択する

飛行概要

STEP 01
飛行概要入力

STEP 02
飛行詳細入力

STEP 03
機体・操縦者選択

STEP 04
その他詳細等入力

STEP 05
申請書確認

STEP 06
申請完了

飛行カテゴリは「**カテゴリ-II A**」です。

変更申請事由選択

変更申請の事由を選択してください

機体情報
 操縦者情報
 飛行マニュアル
 その他情報

戻る

変更する

変更申請事由選択のページが開きます。該当する変更申請の事由にチェックを入れ、「変更する」ボタンを押します。

主な変更申請項目に該当する変更申請事由は以下の通りです。

項番	変更申請項目	変更申請事由
1	無人航空機の登録記号	機体情報
2	無人航空機の機体認証書番号又は無人航空機の機能及び性能に関する事項	機体情報
3	無人航空機を飛行させる者の無人航空機操縦者技能証明書番号又は無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項	操縦者情報
4	無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項	飛行マニュアル

08.Step5：機体・操縦者を選択する

機体・操縦者概要

STEP 01 飛行概要入力
 STEP 02 飛行詳細入力
 STEP 03 機体・操縦者選択
 STEP 04 その他詳細等入力
 STEP 04 申請書確認
 STEP 05 申請完了

申請中のカテゴリーは「**カテゴリーIIA**」です。

飛行させる機体、操縦者およびマニュアルに関する情報を正しく入力して下さい。

I.機体情報一覧・選択 ▶

機体選択

II.操縦者情報一覧・選択 ▶

操縦者選択



4.マニュアルを個別に作成している場合は下記の内容を確認してください。

航空局標準マニュアルと同等の水準ですか。

はい いいえ

「いいえ」を選択している場合は、該当箇所（目次番号等）とその概要を記載してください。

選択 ※選択されていません

キャンセル

次へ

中断

機体・操縦者選択のページが開きます。

注意事項

- ・変更申請において下記の項目の変更はできません。

項番	変更できない項目	説明
1	飛行日時	変更申請において、飛行の日時を変えて申請は出来ません。
2	提出先	変更申請において、提出先を変えて申請は出来ません。

・以降の作成（Step5：機体・操縦者を選択する、Step6：申請書の確認、Step7：申請書の提出）は、申請書新規作成と同様ですので、操作マニュアル「[01.新規申請方法](#)」P01-42～50を参照して作成を進めてください。

・変更申請元となった申請の飛行許可承認書については自動で付与されますので、「その他添付ファイル」で添付する必要はありません。

申請者向け操作マニュアル

<申請者>

03.更新申請方法

目次

01.はじめに	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.03-2
02.ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.03-3
03.飛行許可・承認 更新申請のステップ	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.03-4
04.Step1：ドローン情報基盤システムにログインする	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.03-5
05.Step2：更新申請に進む	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.03-8
06.Step3：更新する申請書を選択する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.03-9
07.Step4：更新申請内容を入力する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.03-10
08.Step5：申請書の確認	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.03-12
09.Step6：申請書の提出	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.03-13

01.はじめに（飛行許可・承認の更新申請を希望する皆様へ）

- ドローン情報基盤システムでは、無人航空機の飛行許可・承認における以下の手続きを行うことができます。
 - ・新規申請
 - ・変更申請
 - ・更新申請
 - ・申請書の複製
 - ・申請書一覧の確認
 - ・申請状況確認
 - ・補正指示内容確認および補正申請
 - ・申請の取り下げ
 - ・許可書のダウンロード
 - ・機体情報・操縦者情報の編集
 - ・旧システムで飛行許可・承認を受けた申請書の参照
- このマニュアルには、ドローン情報基盤システムで飛行許可・承認の更新申請を行うための操作方法を記載していますので、この手続きを行う場合にご覧ください。
- より理解を深めるためには、このマニュアルと併せてドローン情報基盤システムに掲載している[よくある質問](#)のページをご覧ください。

02. ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項

- ドローン情報基盤システムの申請手続き中に60分以上操作を中断（何も操作しない状態）されると、手続きのやり直しが必要になります。これは、パソコンまたはスマートフォンから離れている間に悪意を持った第三者に画面を見られ、個人情報が増洩するリスクを下げるための保護機能です。
- 各フォームに入力すべき情報や、入力の方法が分からない場合、フォームの項目名の隣にある **i** マークにマウスのポインターを合わせて頂くことで、フォームに入力すべき情報や入力情報の説明を表示できます。（スマートフォン利用の場合は、タップいただくことで表示されます。）
- システム使用中は、ブラウザの「戻る」ボタンや「更新」ボタン等、ブラウザのボタンは、押さないでください。システムが正常に動作しなくなる可能性があります。
- 複数端末による同時ログインはシステムが正常に動作しなくなる恐れがあるため、実施しないでください。
- 無人航空機登録制度やレベル4実現に向けた新たな制度、その他の飛行のルール等は、[国土交通省のホームページ](#)をご覧ください。
※リンクを押すと外部サイトが開きます。

03.飛行許可・承認 更新申請のステップ

ドローン情報基盤システムで以下のステップで申請を実施しましょう。

飛行許可・承認の更新申請を開始

Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする

ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムにログインします。

Step2 : 更新申請に進む

メインメニューで「更新申請」のボタンを選択します。

Step3 : 更新する申請書を選択する

申請書一覧から対象の申請書を選択します。

Step4 : 更新申請内容を入力する

更新する飛行日時等を入力します。

Step5 : 申請書の確認

申請様式、別添資料等を選択し内容を確認する。

Step6 : 申請書を提出する

申請書の内容を確認し、提出する。

更新申請が完了

地方航空局、空港事務所等で申請内容の確認が行われ、確認が終了すると、メールアドレスに通知されます。

※更新申請とは、既に受けている許可・承認について、引き続き飛行の日時のみを延長して飛行を希望する場合の申請を指します。（許可等の終了日まで2ヶ月以内の申請が対象となります）

更新対象の許可・承認に関する申請を本システムで実施している場合は、以降の手順に従い更新申請を行ってください。なお、更新対象の許可・承認に関する申請を書面等の本システム以外の方法で実施している場合は、通常の新規申請として申請を行ってください。

04.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (1/3)



DIPS2.0トップページにアクセスします。

(<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>)

ログインボタンを押します。



ログイン

アカウントを開設済の方

まだアカウント作成がお済みでない方

ログインID

パスワード

ログインIDを忘れた方は [こちら](#)
パスワードを忘れた方は [こちら](#)

ログイン

戻る

個人の方のアカウント開設

企業・団体の方のアカウント開設

ログインページで、アカウントを開設された際のIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押します。

注意事項！

ログインをするにはドローン情報基盤システムのアカウントが必要です。アカウントを開設されていない方は先にアカウントの開設をしてください。

※ログインIDは英字3文字+数字6文字のものです。
(例) ABC123456

04.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (2/3)



ログインに成功すると、「ドローン情報基盤システム2.0」のポータル画面の右上に登録されたアカウントの氏名が表示されます。



画面をスクロールし、「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンより該当する手続へ進んでください。

各種手続のボタンは次頁をご確認ください。

04.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (3/3)

「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンはこちらになります。
各種手続きのボタンを押すと、個別手続きのトップページに遷移します。

特定飛行を行う場合の手続

特定飛行を行う場合の手続き

手順の確認 ▾



以下の特定飛行を行う場合は、事前に飛行の許可・承認を受ける必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

（特定飛行）

- ・空港等周辺、緊急用航空機、150m以上上空での飛行
- ・人口集中地区での飛行
- ・夜間飛行
- ・目視外飛行
- ・人又は物件から30m未満での飛行
- ・催し場所上空での飛行
- ・危険物の輸送
- ・物件投下



また、無人航空機を飛行させる前にあらかじめ、他の無人航空機の飛行計画や飛行禁止空域等の確認を行うとともに、自らの飛行計画を通報する必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

なお、事前に無人航空機の登録が必要ですので、お済みでない方は、「無人航空機の登録」を実施ください。

[飛行許可・承認申請へ](#)

[飛行計画の通報・確認へ](#)

無人航空機の登録手続

無人航空機の登録手続き

手順の確認 ▾



100g以上の機体が航空法の規制対象です。
登録されていない無人航空機を飛行させることはできません。申請した機体の登録記号が発番されたら、機体への登録記号の表示に加え、リモートID機能を搭載しなければなりません。

[無人航空機の登録申請へ](#)

無人航空機に関する事故発生時の手続

無人航空機に関する事故等発生時の手続

手順の確認 ▾



以下の事故等発生時においては、操縦者が国土交通大臣に事故等の内容の報告を行う必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

『事故』

- ・無人航空機による人の死傷（重傷以上の場合）
- ・第三者の所有する物件の損壊
- ・航空機との衝突又は接触

『重大インシデント』

- ・航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認められるもの
- ・無人航空機による人の負傷（軽傷の場合）
- ・無人航空機の制御が不能となった事態
- ・無人航空機が発火した事態（飛行中に発生したものに限る）

[事故等の報告へ](#)

機体認証、技能証明の取得手続

機体認証、技能証明の取得手続き

手順の確認 ▾



第三者上空を補助者なしで目視外飛行を行う場合や一部特定飛行で許可・承認不審とするためには、機体認証を受けた無人航空機を技能証明を受けた操縦者が飛行させる必要があります。機体認証に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)を、技能証明に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

[機体認証の取得申請へ](#)

[技能証明の取得申請へ](#)

05.Step2 : 更新申請に進む

飛行許可・承認メインメニュー

飛行許可・承認の申請に必要な情報を準備する

無人航空機情報の登録・変更

申請を行う機体情報を登録します。
申請書を作成する際には当メニューで登録した情報が必要となりますので事前に登録してください。

操縦者情報の登録・変更

申請を行う操縦者情報を登録します。
申請書を作成する際には当メニューで登録した情報が必要となりますので事前に登録してください。

飛行許可・承認の申請書を作成する

新規申請

飛行許可・承認の申請書を新たに作成します。

申請書一覧

作成済または作成途中の飛行許可・承認申請の申請書の情報を確認します。

変更申請

許可された飛行許可・承認申請の機体情報、操縦者情報及び飛行マニュアルの内容等を変更し、再度申請を行います。

更新申請

許可された飛行許可・承認申請の飛行期間を更新し、再度申請を行います。
なお、更新申請は飛行許可・承認の終了日まで2カ月以内の期間のみ申請可能です。

飛行許可・承認メインメニューのページで、「更新申請」ボタンを押します。

06.Step3 : 更新する申請書を選択する

申請書一覧（更新申請）

更新申請が可能な申請書の一覧です。
更新申請を行う場合は、対象の申請書の「更新」ボタンをクリックして下さい。

宛先	飛行目的	カテゴリー	許可番号	手続き状況	
東京航空局	その他1	II A	東京運航第102 1号	手続き終了	<input type="button" value="更新"/>

<< < 1 > >>

戻る

申請書一覧（更新）のページが開きます。更新申請を行う申請書の「更新」ボタンを押します。

注意事項

一覧に表示される申請書は、申請状況が「審査終了」もしくは「手続き終了」であり、許可等の終了日まで2ヶ月以内の申請が対象となります。
なお、既に許可承認の期限が切れた許可承認書の更新を希望する場合は、[申請書の複製](#)よりご対応ください。

07.Step4 : 更新申請内容を入力する (1/2)

更新申請内容入力

既に許可されている飛行する期間、および加入保険情報を更新後の情報に変更して下さい。
なお、更新申請では本項目以外の申請内容を変更する事はできません。

許可済み飛行許可期間 2022/10/21~2022/10/28

1.年間を通じて飛行しますか？

1.年間を通じての飛行

はい いいえ

飛行する期間を入力してください。

開始日 2022/10/28

終了日 yyyy/mm/dd

催し場所上空の飛行の場合は具体的な飛行時間（例：〇月〇日〇時から〇時まで）を記載してください。

(注) 天候不良等による飛行の延期等を考慮した期間を記載してください。

更新申請内容入力のページが開きます。
更新する飛行日時を入力します。

注意事項

- ・申請可能な飛行の日時は新規申請時の期間と同様、1年間が限度となります。
- ・催し場所上空の飛行を含む更新申請の場合は具体的な飛行時間を入力してください。

07.Step4 : 更新申請内容を入力する (2/2)

II. 第三者賠償責任保険に加入している場合は入力してください

1. 保険会社名

複数保険加入時は保険会社名を列挙してください。

2. 商品名

複数保険加入時は商品名を列挙してください。

3. 補償金額 (対人)

無制限

複数保険加入時は最も高い金額を記載してください。

4. 補償金額 (対物)

無制限

複数保険加入時は最も高い金額を記載してください。

5. 賠償能力

有 無

「有」を選択している場合は、賠償能力について記載してください。

III. 受け取る許可書の形式を選択してください

1. 受け取る許可書の形式を選択してください。

電子許可書 紙の許可書

キャンセル 次へ

更新申請内容入力画面の第三者賠償責任保険の情報の入力および、受け取る許可書の形式を選択し、「次へ」ボタンを押します。

注意事項

補償金額は半角数字で入力してください。

複数の保険に加入している場合、「保険会社名」、「商品名」、「補償金額 (対人)」、「補償金額 (対物)」は以下の通り、入力してください。

- ・「保険会社名」：保険会社名を列挙
- ・「商品名」：商品名を列挙
- ・「補償金額 (対人)」「補償金額 (対物)」：最も高い金額を記載

補償金額 (対人) または補償金額 (対物) が無制限の場合、「無制限 (対人)」または「無制限 (対物)」にチェックを入れてください。

保険に加入していない場合、賠償能力の有無を選択してください。

08.Step5 : 申請書の確認

申請書情報管理 / 申請書内容確認

入力内容を基に作成された以下の申請様式、別添資料等を選択して内容を確認して下さい。
また、申請書を保存・印刷する場合は、様式等を選択してブラウザから保存・印刷を行って下さい。

No.	申請書
1	様式1 無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書
2	様式2 無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書
3	様式3 無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書



16					
17					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>元申請許可承認書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>東空運航第1021号</td> </tr> </tbody> </table>		No.	元申請許可承認書	1	東空運航第1021号
No.	元申請許可承認書				
1	東空運航第1021号				
<input type="checkbox"/> 申請書の内容は間違いありませんか？					
<div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> キャンセル 申請する </div>					

申請書情報管理/申請書内容確認のページで、入力内容を元に作成された申請様式、別添資料等が表示されるため、内容を確認します。

※更新申請元となった申請の飛行許可承認書が反映されていますので、ご確認ください。

注意事項

ご自身が許可承認を必要とする飛行内容で間違いがないか、様式、別添資料含め、必ず申請内容を最終確認してください。

09.Step6 : 申請書の提出

申請書情報管理 / 申請書内容確認



17	
No.	元申請許可承認書
1	東空運航第1021号

申請書の内容は間違いありませんか？

キャンセル 申請する

最後に改めて入力内容をご確認頂き、問題がない場合は「申請書の内容は間違いありませんか？」にチェックを付け、「申請する」ボタンを押します。

処理結果

SC_U02_15

申請を受け付けました。

審査状況等はメニュー画面の「申請書一覧」より確認して下さい。

OK

処理結果が表示されるので、「OK」ボタンを押します。

申請者向け操作マニュアル

<申請者>

04.申請書の複製方法

目次

01.はじめに	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-2
02.ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-3
03.飛行許可・承認 申請書の複製方法のステップ	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-4
04.Step1：ドローン情報基盤システムにログインする	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-5
05.Step2：申請書の複製に進む	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-8
06.Step3：複製する申請書を選ぶ	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-9
07.Step4：申請書を複製する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-10

01.はじめに（飛行許可・承認の申請書の複製を希望する皆様へ）

- ドローン情報基盤システムでは、無人航空機の飛行許可・承認における以下の手続きを行うことができます。
 - ・ 新規申請
 - ・ 変更申請
 - ・ 更新申請
 - ・ 申請書の複製
 - ・ 申請書一覧の確認
 - ・ 申請状況確認
 - ・ 補正指示内容確認および補正申請
 - ・ 申請の取り下げ
 - ・ 許可書のダウンロード
 - ・ 機体情報・操縦者情報の編集
 - ・ 旧システムで飛行許可・承認を受けた申請書の参照
- このマニュアルには、ドローン情報基盤システムで申請書の複製を行うための操作方法を記載していますので、この作業を行う場合にご覧ください。
- より理解を深めるためには、このマニュアルと併せてドローン情報基盤システムに掲載している[よくある質問](#)のページをご覧ください。

02. ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項

- ドローン情報基盤システムの申請手続き中に60分以上操作を中断（何も操作しない状態）されると、手続きのやり直しが必要になります。これは、パソコンまたはスマートフォンから離れている間に悪意を持った第三者に画面を見られ、個人情報が増洩するリスクを下げるための保護機能です。
- 各フォームに入力すべき情報や、入力の方法が分からない場合、フォームの項目名の隣にある **i** マークにマウスのポインターを合わせて頂くことで、フォームに入力すべき情報や入力情報の説明を表示できます。（スマートフォン利用の場合は、タップいただくことで表示されます。）
- システム使用中は、ブラウザの「戻る」ボタンや「更新」ボタン等、ブラウザのボタンは、押さないでください。システムが、正常に動作しなくなる可能性があります。
- 複数端末による同時ログインはシステムが正常に動作しなくなる恐れがあるため、実施しないでください。
- 無人航空機登録制度やレベル4実現に向けた新たな制度、その他の飛行のルール等は、[国土交通省のホームページ](#)をご覧ください。
※リンクを押すと外部サイトが開きます。

03.飛行許可・承認 申請書の複製方法のステップ

飛行許可・承認の申請書を複製します。

申請書の複製を開始

Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする

ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムにログインします。

Step2 : 申請書の複製に進む

メインメニューで「申請書の複製」のボタンを選択します。

Step3 : 複製する申請書を選ぶ

申請書一覧の中から複製する申請書を選びます。

Step4 : 申請書を複製する

「複製」ボタンを押して申請書を複製します。

複製が完了

04.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (1/3)



DIPS2.0トップページにアクセスします。

(<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>)

ログインボタンを押します。



ログインページで、アカウントを開設された際のIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押します。

注意事項！

ログインするにはドローン情報基盤システムのアカウントが必要です。アカウントを開設されていない方は先にアカウントの開設をしてください。

※ログインIDは英字3文字+数字6文字のものです。
(例) ABC123456

04.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (2/3)



ログインに成功すると、「ドローン情報基盤システム2.0」のポータル画面の右上に登録されたアカウントの氏名が表示されます。

航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧

特定飛行を行う場合の手続き 手順の確認 ▾

以下の特定飛行を行う場合は、事前に飛行の許可・承認を受ける必要があります。詳細は、こちら「[航空法ホームページ](#)」をご確認ください。

(特定飛行)

- 空港等周辺、緊急昇降区域、150m以上上空での飛行
- 人口集中地区での飛行
- 夜間飛行
- 目視外飛行
- 人又は物件から30m未満での飛行
- 墜し場所上空での飛行
- 危険物の輸送
- 物種投下

また、無人航空機を飛行させる前にかがしめ、他の無人航空機の飛行計画や飛行禁止区域等の確認を行うとともに、自らの飛行計画を通報する必要があります。詳細は、こちら「[航空法ホームページ](#)」をご確認ください。

なお、事前に無人航空機の登録が必要ですので、お済みでない方は、「[登録・飛行計画の通報](#)」をご覧ください。

[飛行許可・承認申請へ](#)

[飛行計画の通報・確認へ](#)

無人航空機の登録手続き 手順の確認 ▾

100g以上の機体が航空法の規制対象です。登録されていない無人航空機も飛行させることはできません。申請した機種の登録記号が発表されたら、機体への登録記号の表示に加え、リモートID機軸も搭載しなければなりません。

[無人航空機の登録申請へ](#)

画面をスクロールし、「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンより該当する手続へ進んでください。

各種手続のボタンは次頁をご確認ください。

04.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (3/3)

「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンはこちらになります。
各種手続きのボタンを押すと、個別手続きのトップページに遷移します。

特定飛行を行う場合の手続

無人航空機の登録手続

無人航空機に関する事故発生時の手続

機体認証、技能証明の取得手続

特定飛行を行う場合の手続き

手順の確認 ▾



以下の特定飛行を行う場合は、事前に飛行の許可・承認を受ける必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

（特定飛行）

- ・空港等周辺、緊急用航空機、150m以上上空での飛行
- ・人口集中地区での飛行
- ・夜間飛行
- ・目視外飛行
- ・人又は物件から30m未満での飛行
- ・催し場所上空での飛行
- ・危険物の輸送
- ・物件投下



また、無人航空機を飛行させる前にあらかじめ、他の無人航空機の飛行計画や飛行禁止空域等の確認を行うとともに、自らの飛行計画を通報する必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

なお、事前に無人航空機の登録が必要ですので、お済みでない方は、「無人航空機の登録」を実施ください。

[飛行許可・承認申請へ](#)

[飛行計画の通報・確認へ](#)

無人航空機の登録手続き

手順の確認 ▾



100g以上の機体が航空法の規制対象です。
登録されていない無人航空機を飛行させることはできません。申請した機体の登録記号が発番されたら、機体への登録記号の表示に加え、リモートID機能を搭載しなければなりません。

[無人航空機の登録申請へ](#)

無人航空機に関する事故等発生時の手続き

手順の確認 ▾



以下の事故等発生時においては、操縦者が国土交通大臣に事故等の内容の報告を行う必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

『事故』

- ・無人航空機による人の死傷（重傷以上の場合）
- ・第三者の所有する物件の損壊
- ・航空機との衝突又は接触

『重大インシデント』

- ・航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認められるもの
- ・無人航空機による人の負傷（軽傷の場合）
- ・無人航空機の制御が不能となった事態
- ・無人航空機が発火した事態（飛行中に発生したものに限る）

[事故等の報告へ](#)

機体認証、技能証明の取得手続き

手順の確認 ▾



第三者上空を補助者なしで目視外飛行を行う場合や一部特定飛行で許可・承認不審とするためには、機体認証を受けた無人航空機を技能証明を受けた操縦者が飛行させる必要があります。機体認証に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)を、技能証明に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

[機体認証の取得申請へ](#)

[技能証明の取得申請へ](#)

05.Step2 : 申請書の複製に進む

飛行許可・承認メインメニュー

飛行許可・承認の申請に必要な情報を準備する

無人航空機情報の登録・変更

申請を行う機体情報を登録します。
申請書を作成する際には当メニューで登録した情報が必要となりますので事前に登録してください。

操縦者情報の登録・変更

申請を行う操縦者情報を登録します。
申請書を作成する際には当メニューで登録した情報が必要となりますので事前に登録してください。

飛行許可・承認の申請書を作成する

新規申請

飛行許可・承認の申請書を新たに作成します。

申請書一覧

作成済または作成途中の飛行許可・承認申請の申請書の情報を確認します。

変更申請

許可された飛行許可・承認申請の機体情報、操縦者情報及び飛行マニュアルの内容等を変更し、再度申請を行います。

更新申請

許可された飛行許可・承認申請の飛行期間を更新し、再度申請を行います。
なお、更新申請は飛行許可・承認の終了日まで2カ月以内の期間のみ申請可能です。

申請書の複製

作成済または作成途中の飛行許可・承認申請の申請書を複製します。

飛行許可・承認メインメニューのページで、「申請書の複製」ボタンを押します。

06.Step3 : 複製する申請書を選ぶ



複製可能な申請書の一覧です。
申請書を複製して申請を行う場合は、対象の申請書の「複製」ボタンをクリックして下さい。

宛先	飛行目的	カテゴリー	許可番号	手続き状況	
東京航空局	その他1	II A		審査中	複製
東京航空局	その他1	II A	東空運航第1021号	手続終了	複製
東京航空局	その他1	II A	東空運航第12345号	手続終了	複製
東京航空局	その他1	II A		審査中	複製
東京航空局	その他1	II A	東空運航第111111号	手続終了	複製
東京航空局	その他1	II A		作成中	複製
東京航空局	その他1	II A		作成中	複製
東京航空局	その他1	II A		作成中	複製
	報道取材	III		作成中	複製

戻る

申請書一覧（申請書複製）のページが開きます。
複製を行う申請書の「複製」ボタンを押します。

※一覧画面に表示される申請書は、作成中の申請書
や審査中、手続終了となった申請書が表示されます。

07.Step4 : 申請書を複製する

飛行概要

STEP 01 飛行概要入力 STEP 02 飛行詳細入力 STEP 03 機体・操縦者選択 STEP 04 その他詳細等入力 STEP 04 申請書確認 STEP 05 申請完了

申請中のカテゴリーは「**カテゴリーII A**」です。

飛行の概要（飛行の目的、理由、期間等）を正しく入力して下さい。

I. 飛行の目的はなんですか？

1. 業務

- 空撮 報道取材 警備 農林水産業 測量 環境調査 設備メンテナンス
 インフラ点検・保守 資材管理 輸送・宅配 自然観測 事故・災害対応
 その他（選択した場合は、下記に飛行の目的を入力して下さい。）

その他

(2) 業務以外

- 趣味 研究開発 その他（選択した場合は、下記に飛行の目的を入力して下さい。）

一覧で選択した申請書に対する飛行概要入力のページが開きます。

※画面内は一覧で選択した申請書と同じ内容が表示されます。

※以降、申請書の作成手順と同じように申請書の内容入力、編集してください。

（操作マニュアル「[01.新規申請方法](#)」P01-37～50参照）

申請者向け操作マニュアル

<申請者>

05.申請書一覧確認方法

目次

01.はじめに	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.05-2
02.ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.05-3
03.飛行許可・承認 申請書一覧の確認ステップ	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.05-4
04.Step1：ドローン情報基盤システムにログインする	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.05-5
05.Step2：申請書一覧に進む	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.05-8
06.Step3：申請書一覧を確認する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.05-9

01.はじめに（飛行許可・承認の申請一覧の確認を希望する皆様へ）

- ドローン情報基盤システムでは、無人航空機の飛行許可・承認における以下の手続きを行うことができます。
 - ・ 新規申請
 - ・ 変更申請
 - ・ 更新申請
 - ・ 申請書の複製
 - ・ 申請書一覧の確認
 - ・ 申請状況確認
 - ・ 補正指示内容確認および補正申請
 - ・ 申請の取り下げ
 - ・ 許可書のダウンロード
 - ・ 機体情報・操縦者情報の編集
 - ・ 旧システムで飛行許可・承認を受けた申請書の参照
- このマニュアルには、ドローン情報基盤システムで申請一覧の確認を行うための操作方法を記載していますので、この作業を行う場合にご覧ください。
- より理解を深めるためには、このマニュアルと併せてドローン情報基盤システムに掲載している[よくある質問](#)のページをご覧ください。

02. ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項

- ドローン情報基盤システムの申請手続き中に60分以上操作を中断（何も操作しない状態）されると、手続きのやり直しが必要になります。これは、パソコンまたはスマートフォンから離れている間に悪意を持った第三者に画面を見られ、個人情報が増洩するリスクを下げるための保護機能です。
- 各フォームに入力すべき情報や、入力の方法が分からない場合、フォームの項目名の隣にある **i** マークにマウスのポインターを合わせて頂くことで、フォームに入力すべき情報や入力情報の説明を表示できます。（スマートフォン利用の場合は、タップいただくことで表示されます。）
- システム使用中は、ブラウザの「戻る」ボタンや「更新」ボタン等、ブラウザのボタンは、押さないでください。システムが、正常に動作しなくなる可能性があります。
- 複数端末による同時ログインはシステムが正常に動作しなくなる恐れがあるため、実施しないでください。
- 無人航空機登録制度やレベル4実現に向けた新たな制度、その他の飛行のルール等は、[国土交通省のホームページ](#)をご覧ください。
※リンクを押すと外部サイトが開きます。

03.飛行許可・承認 申請書一覧の確認ステップ

ドローン情報基盤システムで飛行許可・承認の申請書一覧を確認します。

飛行許可・承認の申請書一覧の確認を開始

Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする

ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムにログインします。

Step2 : 申請書一覧に進む

メインメニューで「申請書一覧」のボタンを選択します。

Step3 : 申請書一覧を確認する

申請済の申請書が一覧で表示されます。

申請書一覧の確認が完了

04.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (1/3)



DIPS2.0トップページにアクセスします。

(<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>)

ログインボタンを押します。



ログイン

アカウントを開設済の方

まだアカウント作成がお済みでない方

ログインID

パスワード

ログインIDを忘れた方は [こちら](#)
パスワードを忘れた方は [こちら](#)

ログイン

戻る

個人の方のアカウント開設

企業・団体の方のアカウント開設

ログインページで、アカウントを開設された際のIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押します。

注意事項！

ログインをするにはドローン情報基盤システムのアカウントが必要です。アカウントを開設されていない方は先にアカウントの開設をしてください。

※ログインIDは英字3文字+数字6文字のものです。
(例) ABC123456

04.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (2/3)



ログインに成功すると、「ドローン情報基盤システム2.0」のポータル画面の右上に登録されたアカウントの氏名が表示されます。



画面をスクロールし、「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンより該当する手続へ進んでください。

各種手続のボタンは次頁をご確認ください。

04.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (3/3)

「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンはこちらになります。
各種手続きのボタンを押すと、個別手続きのトップページに遷移します。

特定飛行を行う場合の手続

無人航空機の登録手続

無人航空機に関する事故発生時の手続

機体認証、技能証明の取得手続

特定飛行を行う場合の手続き

手順の確認 ▾



以下の特定飛行を行う場合は、事前に飛行の許可・承認を受ける必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

（特定飛行）

- ・空港等周辺、緊急用航空機、150m以上上空での飛行
- ・人口集中地区での飛行
- ・夜間飛行
- ・目視外飛行
- ・人又は物件から30m未満での飛行
- ・催し場所上空での飛行
- ・危険物の輸送
- ・物件投下



また、無人航空機を飛行させる前にあらかじめ、他の無人航空機の飛行計画や飛行禁止空域等の確認を行うとともに、自らの飛行計画を通報する必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

なお、事前に無人航空機の登録が必要ですので、お済みでない方は、「無人航空機の登録」を実施ください。

[飛行許可・承認申請へ](#)

[飛行計画の通報・確認へ](#)

無人航空機の登録手続き

手順の確認 ▾



100g以上の機体が航空法の規制対象です。
登録されていない無人航空機を飛行させることはできません。申請した機体の登録記号が発番されたら、機体への登録記号の表示に加え、リモートID機能を搭載しなければなりません。

[無人航空機の登録申請へ](#)

無人航空機に関する事故等発生時の手続

手順の確認 ▾



手続

以下の事故等発生時においては、操縦者が国土交通大臣に事故等の内容の報告を行う必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

- 『事故』
- ・無人航空機による人の死傷（重傷以上の場合）
 - ・第三者の所有する物件の損壊
 - ・航空機との衝突又は接触

『重大インシデント』

- ・航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認められるもの
- ・無人航空機による人の負傷（軽傷の場合）
- ・無人航空機の制御が不能となった事態
- ・無人航空機が発火した事態（飛行中に発生したものに限る）

[事故等の報告へ](#)

機体認証、技能証明の取得手続き

手順の確認 ▾



第三者上空を補助者なしで目視外飛行を行う場合や一部特定飛行で許可・承認不審とするためには、機体認証を受けた無人航空機を技能証明を受けた操縦者が飛行させる必要があります。機体認証に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)を、技能証明に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

[機体認証の取得申請へ](#)

[技能証明の取得申請へ](#)

05.Step2 : 申請書一覧に進む

飛行許可・承認メインメニュー

飛行許可・承認の申請に必要な情報を準備する

無人航空機情報の登録・変更

申請を行う機体情報を登録します。
申請書を作成する際には当メニューで登録した情報が必要となりますので事前に登録してください。

操縦者情報の登録・変更

申請を行う操縦者情報を登録します。
申請書を作成する際には当メニューで登録した情報が必要となりますので事前に登録してください。

飛行許可・承認の申請書を作成する

新規申請

飛行許可・承認の申請書を新たに作成します。

申請書一覧

作成済または作成中の飛行許可・承認申請の申請書の情報を確認します。

変更申請

許可された飛行許可・承認申請の機体情報、操縦者情報及び飛行マニュアルの内容等を変更し、再申請を行います。

更新申請

許可された飛行許可・承認申請の飛行期間を更新し、再申請を行います。
なお、更新申請は飛行許可・承認の終了日まで2カ月以内の期間のみ申請可能です。

申請書の複製

作成済または作成中の飛行許可・承認申請の申請書を複製します。

飛行許可・承認メインメニューのページで、「申請書一覧」のボタンを押します。

06.Step3 : 申請書一覧を確認する

申請書情報管理 / 申請書一覧

申請済または作成中の申請書の一覧です。
許可書の取得や補正指示内容の確認、申請の取下げ等を行う場合は「照会編集」ボタンをクリックして下さい。

No	申請受付番号	申請種別	宛先	飛行目的	カテゴリ
1	A221051108	新規	東京航空局	空撮/報道取材	II A
2	A221051083	新規	東京航空局	空撮/測量/資材管理	II A
3	A221050025	新規	東京航空局	その他1	II A
4	A221050024	新規	東京航空局	その他1	II A
5	A221050023	新規	東京航空局	空撮	II A
6	A221050020	新規	東京航空局	空撮	II A



戻る

申請書情報管理 / 申請書一覧のページが表示され、作成中、申請手続中、手続終了等の申請データが一覧表示されます。

- ・ 補足（申請受付番号の表記について）

作成中のものは「A123456789」、申請提出以降のものは「P123456789」と表記されます。

申請者向け操作マニュアル

<申請者>

06.申請状況確認方法

目次

01.はじめに	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.06-2
02.ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.06-3
03.飛行許可・承認 申請状況確認ステップ	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.06-4
04.Step1：ドローン情報基盤システムにログインする	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.06-5
05.Step2：申請書一覧に進む	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.06-8
06.Step3：申請書一覧を確認する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.06-9

01.はじめに（飛行許可・承認の申請状況の確認を希望する皆様へ）

- ドローン情報基盤システムでは、無人航空機の飛行許可・承認における以下の手続きを行うことができます。
 - ・ 新規申請
 - ・ 変更申請
 - ・ 更新申請
 - ・ 申請書の複製
 - ・ 申請書一覧の確認
 - ・ 申請状況確認
 - ・ 補正指示内容確認および補正申請
 - ・ 申請の取り下げ
 - ・ 許可書のダウンロード
 - ・ 機体情報・操縦者情報の編集
 - ・ 旧システムで飛行許可・承認を受けた申請書の参照
- このマニュアルには、ドローン情報基盤システムで申請状況の確認を行うための操作方法を記載していますので、この作業を行う場合にご覧ください。
- より理解を深めるためには、このマニュアルと併せてドローン情報基盤システムに掲載している[よくある質問](#)のページをご覧ください。

02. ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項

- ドローン情報基盤システムの申請手続き中に60分以上操作を中断（何も操作しない状態）されると、手続きのやり直しが必要になります。これは、パソコンまたはスマートフォンから離れている間に悪意を持った第三者に画面を見られ、個人情報が増洩するリスクを下げるための保護機能です。
- 各フォームに入力すべき情報や、入力の方法が分からない場合、フォームの項目名の隣にある **i** マークにマウスのポインターを合わせて頂くことで、フォームに入力すべき情報や入力情報の説明を表示できます。（スマートフォン利用の場合は、タップいただくことで表示されます。）
- システム使用中は、ブラウザの「戻る」ボタンや「更新」ボタン等、ブラウザのボタンは、押さないでください。システムが、正常に動作しなくなる可能性があります。
- 複数端末による同時ログインはシステムが正常に動作しなくなる恐れがあるため、実施しないでください。
- 無人航空機登録制度やレベル4実現に向けた新たな制度、その他の飛行のルール等は、[国土交通省のホームページ](#)をご覧ください。
※リンクを押すと外部サイトが開きます。

03.飛行許可・承認 申請状況確認ステップ

ドローン情報基盤システムで飛行許可・承認の申請状況を確認します。

飛行許可・承認の申請状況の確認を開始

Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする

ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムにログインします。

Step2 : 申請書一覧に進む

メインメニューで「申請書一覧」のボタンを選択します。

Step3 : 申請状況を確認する

「申請状況」に表示されている内容を確認します。

申請状況の確認の完了

04.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (1/3)



DIPS2.0 [トップページ](https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/) にアクセスします。

(<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>)

ログインボタンを押します。



The screenshot shows the login page with the title 'ログイン'. There are two main sections: 'アカウントを開設済の方' (For those who have already created an account) and 'まだアカウント作成がお済みでない方' (For those who have not yet created an account). The 'アカウントを開設済の方' section contains input fields for 'ログインID' and 'パスワード', and a 'ログイン' button. The 'まだアカウント作成がお済みでない方' section contains two buttons: '個人の方のアカウント開設' (Create personal account) and '企業・団体の方のアカウント開設' (Create corporate account). A red box highlights the 'ログインID' and 'パスワード' input fields and the 'ログイン' button.

ログインページで、アカウントを開設された際のIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押します。

注意事項！

ログインするにはドローン情報基盤システムのアカウントが必要です。アカウントが開設されていない方は先にアカウントの開設をしてください。

※ログインIDは英字3文字+数字6文字のものです。
(例) ABC123456

04.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (2/3)



ログインに成功すると、「ドローン情報基盤システム2.0」のポータル画面の右上に登録されたアカウントの氏名が表示されます。



画面をスクロールし、「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンより該当する手続へ進んでください。

各種手続のボタンは次頁をご確認ください。

04.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (3/3)

「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンはこちらになります。各種手続きのボタンを押すと、個別手続きのトップページに遷移します。

特定飛行を行う場合の手続

特定飛行を行う場合の手続き

手順の確認 ▾



以下の特定飛行を行う場合は、事前に飛行の許可・承認を受ける必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

（特定飛行）

- ・空港等周辺、緊急用航空機、150m以上上空での飛行
- ・人口集中地区での飛行
- ・夜間飛行
- ・目視外飛行
- ・人又は物件から30m未満での飛行
- ・催し場所上空での飛行
- ・危険物の輸送
- ・物件投下



また、無人航空機を飛行させる前にあらかじめ、他の無人航空機の飛行計画や飛行禁止空域等の確認を行うとともに、自らの飛行計画を通報する必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

なお、事前に無人航空機の登録が必要ですので、お済みでない方は、「無人航空機の登録」を実施ください。

[飛行許可・承認申請へ](#)

[飛行計画の通報・確認へ](#)

無人航空機の登録手続

無人航空機の登録手続き

手順の確認 ▾



100g以上の機体が航空法の規制対象です。登録されていない無人航空機を飛行させることはできません。申請した機体の登録記号が発番されたら、機体への登録記号の表示に加え、リモートID機能を搭載しなければなりません。

[無人航空機の登録申請へ](#)

無人航空機に関する事故発生時の手続

無人航空機に関する事故等発生時の手続

手順の確認 ▾



以下の事故等発生時においては、操縦者が国土交通大臣に事故等の内容の報告を行う必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

『事故』

- ・無人航空機による人の死傷（重傷以上の場合）
- ・第三者の所有する物件の損壊
- ・航空機との衝突又は接触

『重大インシデント』

- ・航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認められるもの
- ・無人航空機による人の負傷（軽傷の場合）
- ・無人航空機の制御が不能となった事態
- ・無人航空機が発火した事態（飛行中に発生したものに限る）

[事故等の報告へ](#)

機体認証、技能証明の取得手続

機体認証、技能証明の取得手続き

手順の確認 ▾



第三者上空を補助者なしで目視外飛行を行う場合や一部特定飛行で許可・承認不審とするためには、機体認証を受けた無人航空機を技能証明を受けた操縦者が飛行させる必要があります。機体認証に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)を、技能証明に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

[機体認証の取得申請へ](#)

[技能証明の取得申請へ](#)

05.Step2 : 申請書一覧に進む

飛行許可・承認メインメニュー

飛行許可・承認の申請に必要な情報を準備する

無人航空機情報の登録・変更

申請を行う機体情報を登録します。
申請書を作成する際には当メニューで登録した情報が必要となりますので事前に登録してください。

操縦者情報の登録・変更

申請を行う操縦者情報を登録します。
申請書を作成する際には当メニューで登録した情報が必要となりますので事前に登録してください。

飛行許可・承認の申請書を作成する

新規申請

飛行許可・承認の申請書を新たに作成します。

申請書一覧

作成済または作成中の飛行許可・承認申請の申請書の情報を確認します。

変更申請

許可された飛行許可・承認申請の機体情報、操縦者情報及び飛行マニュアルの内容等を変更し、再度申請を行います。

更新申請

許可された飛行許可・承認申請の飛行期限を更新し、再度申請を行います。
なお、更新申請は飛行許可・承認の終了日まで2カ月以内の期間のみ申請可能です。

申請書の複製

作成済または作成中の飛行許可・承認申請の申請書を複製します。

飛行許可・承認メインメニューのページで、「申請書一覧」のボタンを押します。

06.Step3 : 申請書一覧を確認する

申請書情報管理 / 申請書一覧

申請済または作成中の申請書の一覧です。
許可書の取得や補正指示内容の確認、申請の取下げ等を行う場合は「照会編集」ボタンをクリックして下さい。

	飛行目的	カテゴリー	許可番号	手続き状況	
局	空撮/報道取材	II A		作成中	照会編集
局	空撮/測量/資材管理	II A		作成中	照会編集
局	その他1	II A		作成中	照会編集
局	その他1	II A		作成中	照会編集
局	空撮	II A		作成中	照会編集
局	空撮	II A		作成中	照会編集

戻る

申請書情報管理 / 申請書一覧のページが表示されるので、右にするクロールすると、申請状況が確認できます。

手続き状況の凡例

項番	手続き状況	意味
1	作成中	申請書の作成および作成中断中の申請状況
2	補正申請作成中	申請書の審査で、補正指示がある場合の申請状況
3	審査中	申請書を提出先で審査しているときの申請状況
4	審査終了	提出先の審査が終了し、許可書の発行手続中の申請状況
5	手続き終了	許可書の発行手続を含めて全ての手続が完了した申請状況
6	手続き終了（取下げ）	申請書を取り下げた場合の申請状況

申請者向け操作マニュアル

<申請者>

07.補正指示内容確認・補正申請方法

目次

01.はじめに	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.07-2
02.ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.07-3
03.飛行許可・承認 補正申請確認ステップ	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.07-4
04.Step1：ドローン情報基盤システムにログインする	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.07-5
05.Step2：申請書一覧に進む	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.07-8
06.Step3：補正申請する申請書を選択する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.07-9
07.Step4：補正内容を確認する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.07-10
08.Step5：申請書の修正をする	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.07-13

01.はじめに

(飛行許可・承認の補正指示内容確認・補正申請を希望する皆様へ)

- ドローン情報基盤システムでは、無人航空機の飛行許可・承認における以下の手続きを行うことができます。
 - ・新規申請
 - ・変更申請
 - ・更新申請
 - ・申請書の複製
 - ・申請書一覧の確認
 - ・申請状況確認
 - ・補正指示内容確認および補正申請
 - ・申請の取り下げ
 - ・許可書のダウンロード
 - ・機体情報・操縦者情報の編集
 - ・旧システムで飛行許可・承認を受けた申請書の参照
- このマニュアルには、ドローン情報基盤システムで補正指示内容確認・補正申請を行うための操作方法を記載していますので、この手続きを行う場合にご覧ください。
- より理解を深めるためには、このマニュアルと併せてドローン情報基盤システムに掲載している[よくある質問](#)のページをご覧ください。

02. ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項

- ドローン情報基盤システムの申請手続き中に60分以上操作を中断（何も操作しない状態）されると、手続きのやり直しが必要になります。これは、パソコンまたはスマートフォンから離れている間に悪意を持った第三者に画面を見られ、個人情報が増洩するリスクを下げるための保護機能です。
- 各フォームに入力すべき情報や、入力の方法が分からない場合、フォームの項目名の隣にある **i** マークにマウスのポインターを合わせて頂くことで、フォームに入力すべき情報や入力情報の説明を表示できます。（スマートフォン利用の場合は、タップいただくことで表示されます。）
- システム使用中は、ブラウザの「戻る」ボタンや「更新」ボタン等、ブラウザのボタンは、押さないでください。システムが、正常に動作しなくなる可能性があります。
- 複数端末による同時ログインはシステムが正常に動作しなくなる恐れがあるため、実施しないでください。
- 無人航空機登録制度やレベル4実現に向けた新たな制度、その他の飛行のルール等は、[国土交通省のホームページ](#)をご覧ください。
※リンクを押すと外部サイトが開きます。

03.飛行許可・承認 補正申請確認ステップ

ドローン情報基盤システムで飛行許可・承認の補正申請をします。

飛行許可・承認の申請状況の確認を開始

Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする

ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムにログインします。

Step2 : 申請書一覧に進む

メインメニューで「申請書一覧」のボタンを選択します。

Step3 : 補正申請する申請書を選択する

補正申請をする申請書の「照会編集」ボタンを選択します。

Step4 : 補正内容を確認する

申請書詳細画面の「補正内容確認」ボタンを選択します。

Step5 : 申請書の修正をする

補正指示を確認したうえで、「申請書編集」ボタンを選択します。

Step6 : 飛行概要・飛行詳細を入力する

登録する機体の飛行情報を入力します。

Step7 : 機体・操縦者を選択する

飛行させる機体、操縦者およびマニュアルに関する情報を入力します。

Step8 : 申請書の確認

申請様式、別添資料等を選択し内容を確認する。

Step9 : 申請書を提出する

申請書の内容を確認し、提出する。

補正申請が完了

地方航空局、空港事務所等で申請内容の確認が行われ、確認が終了すると、メールアドレスに通知されます。

Step5以降は
新規申請と同様

04.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (1/3)



DIPS2.0 [トップページ](https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/) にアクセスします。

(<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>)

ログインボタンを押します。



The screenshot shows the login page with the title 'ログイン'. There are two main sections: 'アカウントを開設済の方' (For those who have already created an account) and 'まだアカウント作成がお済みでない方' (For those who have not yet created an account). The 'アカウントを開設済の方' section contains input fields for 'ログインID' and 'パスワード', and a 'ログイン' button. The 'まだアカウント作成がお済みでない方' section contains two buttons: '個人の方のアカウント開設' (Create personal account) and '企業・団体の方のアカウント開設' (Create corporate account).

ログインページで、アカウントを開設された際のIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押します。

注意事項！

ログインするにはドローン情報基盤システムのアカウントが必要です。アカウントを開設されていない方は先にアカウントの開設をしてください。

※ログインIDは英字3文字+数字6文字のものです。
(例) ABC123456

04.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (2/3)



ログインに成功すると、「ドローン情報基盤システム2.0」のポータル画面の右上に登録されたアカウントの氏名が表示されます。



画面をスクロールし、「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンより該当する手続へ進んでください。

各種手続のボタンは次頁をご確認ください。

04.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (3/3)

「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンはこちらになります。
各種手続きのボタンを押すと、個別手続きのトップページに遷移します。

特定飛行を行う場合の手続

無人航空機の登録手続

無人航空機に関する事故発生時の手続

機体認証、技能証明の取得手続

特定飛行を行う場合の手続き

手順の確認 ▾



以下の特定飛行を行う場合は、事前に飛行の許可・承認を受ける必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

（特定飛行）

- ・空港等周辺、緊急用航空機、150m以上上空での飛行
- ・人口集中地区での飛行
- ・夜間飛行
- ・目視外飛行
- ・人又は物件から30m未満での飛行
- ・催し場所上空での飛行
- ・危険物の輸送
- ・物件取込



また、無人航空機を飛行させる前にあらかじめ、他の無人航空機の飛行計画や飛行禁止空域等の確認を行うとともに、自らの飛行計画を通報する必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

なお、事前に無人航空機の登録が必要ですので、お済みでない方は、「無人航空機の登録」を実施ください。

[飛行許可・承認申請へ](#)

[飛行計画の通報・確認へ](#)

無人航空機の登録手続き

手順の確認 ▾



100g以上の機体が航空法の規制対象です。
登録されていない無人航空機を飛行させることはできません。申請した機体の登録記号が発番されたら、機体への登録記号の表示に加え、リモートID機能を搭載しなければなりません。

[無人航空機の登録申請へ](#)

無人航空機に関する事故等発生時の手続き

手順の確認 ▾



以下の事故等発生時においては、操縦者が国土交通大臣に事故等の内容の報告を行う必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

『事故』

- ・無人航空機による人の死傷（重傷以上の場合）
- ・第三者の所有する物件の損壊
- ・航空機との衝突又は接触

『重大インシデント』

- ・航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認められるもの
- ・無人航空機による人の負傷（軽傷の場合）
- ・無人航空機の制御が不能となった事態
- ・無人航空機が発火した事態（飛行中に発生したものに限る）

[事故等の報告へ](#)

機体認証、技能証明の取得手続き

手順の確認 ▾



第三者上空を補助者なしで目視外飛行を行う場合や一部特定飛行で許可・承認不審とするためには、機体認証を受けた無人航空機を技能証明を受けた操縦者が飛行させる必要があります。機体認証に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)を、技能証明に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

[機体認証の取得申請へ](#)

[技能証明の取得申請へ](#)

05.Step2 : 申請書一覧に進む

飛行許可・承認メインメニュー

飛行許可・承認の申請に必要な情報を準備する

無人航空機情報の登録・変更

申請を行う機体情報を登録します。
申請書を作成する際には当該メニューで登録した情報が必要となりますので事前に登録してください。

操縦者情報の登録・変更

申請を行う操縦者情報を登録します。
申請書を作成する際には当該メニューで登録した情報が必要となりますので事前に登録してください。

飛行許可・承認の申請書を作成する

新規申請

飛行許可・承認の申請書を新たに作成します。

申請書一覧

作成済または作成中の飛行許可・承認申請の申請書の情報を確認します。

変更申請

許可された飛行許可・承認申請の機体情報、操縦者情報及び飛行マニュアルの内容等を変更し、再度申請を行います。

更新申請

許可された飛行許可・承認申請の飛行期間を更新し、再度申請を行います。
なお、更新申請は飛行許可・承認の終了日まで2カ月以内の期間のみ申請可能です。

申請書の複製

作成済または作成中の飛行許可・承認申請の申請書を複製します。

飛行許可・承認メインメニューのページで、「申請書一覧」のボタンを押します。

06.Step3 : 補正申請する申請書を選択する

申請書情報管理 / 申請書一覧

申請済または作成中の申請書の一覧です。

許可書の取得や補正指示内容の確認、申請の取下げ等を行う場合は「照会編集」ボタンをクリックして下さい。

飛行目的	カテゴリ	許可番号	手続き状況		
その他1	II A		第五中	照会編集	
その他1	II A		第五中	照会編集	
その他1	II A		第五中	照会編集	
その他1	II A		第五中	照会編集	
その他1	II A		手続き終了(取下げ)	照会編集	
空船/訓練/資材管理	II A		第五中	照会編集	
その他1	II A		第五中	照会編集	
その他1	II A	東空運航第1224567号		照会編集	削除
その他1	II A		第五中	照会編集	
空撮	III		補正申請書作成中	照会編集	

1 2 3 4 5

戻る

申請書情報管理 / 申請書一覧のページが表示されるので、手続き状況の欄に「補正申請書作成中」となっているものが補正指示のある申請書となりますので、「照会編集」のボタンを押します。

07.Step4 : 補正内容を確認する (1/3)

申請書情報管理 / 申請書詳細

申請書情報管理 / 申請書詳細

申請内容、申請状況は以下の通りです。申請状況に応じて、許可書の取得や、補正指示内容の確認、補正申請、申請の取下げ等が実施できます。また、申請書を保存・印刷する場合は、様式等を選択してブラウザから保存・印刷を行って下さい。

申請受付番号	P221051098
カテゴリー	II A
申請状況	補正申請書作成中

[補正内容確認](#)[申請書編集](#)

No	申請書
1	様式1 無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書
2	様式2 無人航空機の機体・性能に関する基準適合確認書
3	様式3 無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書



申請書情報管理 / 申請書詳細のページが表示されるので、「補正内容確認」のボタンを押します。

※ [別添資料 2 最大総重量が25kg以上の無人航空機の機体・性能に関する基準適合確認書](#)

[戻る](#)[取り下げ](#)

07.Step4 : 補正内容を確認する (2/3)

補正指示内容確認

申請内容に対する補正指示は以下の通りです。
内容を確認して、申請書詳細画面から補正申請を行ってください。

申請全般 【申請書作成 (1/4) 飛行概要入力画面/申請書作成 (2/4) 飛行詳細入力画面】

ああ

機体 【機体情報編集画面/申請書作成 (3/4) 機体選択画面・追加基準適合入力画面】

操縦者 【操縦者情報編集画面/申請書作成 (3/4) 操縦者選択画面】

あああああああ！

飛行マニュアル 【申請書作成 (3/4) 機体・操縦者選択画面】

その他情報 (加入保険・緊急連絡先・添付ファイル) 【申請書作成 (4/4) その他詳細等入力画面】

閉じる

申請書情報管理/補正指示内容確認のページが表示されるので、補正指示内容の確認を行ってください。

確認を終了し、元の画面に戻る場合は「閉じる」ボタンを押します。

注意事項

・以下の内容の補正が必要な場合、申請書の補正に際して、通常の手順とは異なる操作を実施する必要があります。詳しくは、次頁の表「[申請者・機体・操縦者の補正方法](#)」を確認して下さい。

- ①申請者情報（会社名・代表者名・電話番号・メールアドレス）の補正
- ②機体の基本情報（追加基準の適合性以外）の補正
- ③操縦者に関する知識・能力・経歴の情報の補正

07.Step4 : 補正内容を確認する (3/3)

申請者・機体・操縦者の補正方法

No	補正が必要な内容	補正に必要な操作手順	本マニュアル参照箇所	備考
1	申請者情報（会社名・代表者名・電話番号・メールアドレス）の補正	①申請者情報を修正する	運航1-10.	
		②補正指示を受けた申請書を複製する	運航1-04.	申請者情報を変更しても、提出済の申請書には反映できません。提出済の申請書を複製して、新規申請として提出ください。
		③補正指示を受けた申請書を取り下げる	運航1-08.	複製前に取り下げてしまうと、複製が出来なくなりますので、ご注意ください。
2	機体の基本情報（追加基準の適合性以外）の補正	①機体情報を修正する	運航1-10.	
		②補正指示を受けた申請書の編集を開始する	運航1-07.	
		③申請書作成（STEP03）機体・操縦者選択画面を表示する	運航1-01.	
		④補正対象の機体の削除と再選択を行う	運航1-01-10.	①で修正した内容を申請書に反映させるには、選択済の機体情報を一度削除した上で、再選択する必要があります。
3	操縦者に関する知識・能力・経歴の情報の補正	①操縦者情報を修正する	運航1-10.	
		②補正指示を受けた申請書の編集を開始する	運航1-07.	
		③申請書作成（STEP03）機体・操縦者選択画面を表示する	運航1-01.	
		④補正対象の操縦者の削除と再選択を行う	運航1-01-10.	①で修正した内容を申請書に反映させるには、選択済の操縦者情報を一度削除した上で、再選択する必要があります

08.Step5 : 申請書の修正をする

申請書情報管理 / 申請書詳細

申請書情報管理 / 申請書詳細

申請内容、申請状況は以下の通りです。申請状況に応じて、許可書の取得や、補正指示内容の確認、補正申請、申請の取下げ等が実施できます。また、申請書を保存・印刷する場合は、様式等を選択してブラウザから保存・印刷を行ってください。

申請受付番号	P221051098
カテゴリ	II A
申請状況	補正申請書作成中

補正内容確認

申請書編集

No	申請書
1	様式1 無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書
2	様式2 無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書
3	様式3 無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書



※添付資料 2 最大総重量が25kg以上の無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書

戻る

取り下げ

申請書情報管理 / 申請書詳細のページから、「申請書編集」ボタンを押し、申請書の修正をします。

注意事項

- ・ 申請書作成 (STEP01) 飛行概要入力のパージが表示されます。以降の作成は、[申請書新規作成のマニュアル](#)を参照して作成を進めてください。

申請者向け操作マニュアル

<申請者>

08.申請書の取り下げ

目次

01.はじめに	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.08-2
02.ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.08-3
03.飛行許可・承認 申請取り下げステップ	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.08-4
04.Step1：ドローン情報基盤システムにログインする	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.08-5
05.Step2：申請書一覧に進む	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.08-8
06.Step3：取り下げる申請書を選択する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.08-9
07.Step4：申請を取り下げる	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.08-10

01.はじめに（飛行許可・承認の申請取り下げを希望する皆様へ）

- ドローン情報基盤システムでは、無人航空機の飛行許可・承認における以下の手続きを行うことができます。
 - ・新規申請
 - ・変更申請
 - ・更新申請
 - ・申請書の複製
 - ・申請書一覧の確認
 - ・申請状況確認
 - ・補正指示内容確認および補正申請
 - ・申請の取り下げ
 - ・許可書のダウンロード
 - ・機体情報・操縦者情報の編集
 - ・旧システムで飛行許可・承認を受けた申請書の参照
- このマニュアルには、ドローン情報基盤システムで申請書の取り下げを行うための操作方法を記載していますので、この手続きを行う場合にご覧ください。
- より理解を深めるためには、このマニュアルと併せてドローン情報基盤システムに掲載している[よくある質問](#)のページをご覧ください。

02. ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項

- ドローン情報基盤システムの申請手続き中に60分以上操作を中断（何も操作しない状態）されると、手続きのやり直しが必要になります。これは、パソコンまたはスマートフォンから離れている間に悪意を持った第三者に画面を見られ、個人情報が増洩するリスクを下げるための保護機能です。
- 各フォームに入力すべき情報や、入力の方法が分からない場合、フォームの項目名の隣にある **i** マークにマウスのポインターを合わせて頂くことで、フォームに入力すべき情報や入力情報の説明を表示できます。（スマートフォン利用の場合は、タップいただくことで表示されます。）
- システム使用中は、ブラウザの「戻る」ボタンや「更新」ボタン等、ブラウザのボタンは、押さないでください。システムが、正常に動作しなくなる可能性があります。
- 複数端末による同時ログインはシステムが正常に動作しなくなる恐れがあるため、実施しないでください。
- 無人航空機登録制度やレベル4実現に向けた新たな制度、その他の飛行のルール等は、[国土交通省のホームページ](#)をご覧ください。
※リンクを押すと外部サイトが開きます。

03.飛行許可・承認 申請取り下げステップ

ドローン情報基盤システムで飛行許可・承認の申請を取り下げます。

飛行許可・承認の申請状況の確認を開始

Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする

ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムにログインします。

Step2 : 申請書一覧に進む

メインメニューで「申請書一覧」のボタンを選択します。

Step3 : 取り下げる申請書を選択する

取り下げをする申請書の「照会編集」ボタンを選択します。

Step4 : 申請を取り下げる

申請書詳細画面の「取り下げ」ボタンを選択します。

申請の取り下げの完了

04.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (1/3)



DIPS2.0トップページにアクセスします。

(<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>)

ログインボタンを押します。



ログインページで、アカウントを開設された際のIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押します。

注意事項！

ログインするにはドローン情報基盤システムのアカウントが必要です。アカウントを開設されていない方は先にアカウントの開設をしてください。

※ログインIDは英字3文字+数字6文字のものです。
(例) ABC123456

04.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (2/3)



ログインに成功すると、「ドローン情報基盤システム2.0」のポータル画面の右上に登録されたアカウントの氏名が表示されます。

航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧

特定飛行を行う場合の手続き

以下の特定飛行を行う場合は、事前に飛行の許可・承認を受ける必要があります。詳細は、こちら「[航空法ホームページ](#)」をご確認ください。

- （特定飛行）
 - 空港等周辺、緊急昇降区域、150m以上上空での飛行
 - 人口集中地区での飛行
 - 夜間飛行
 - 目視外飛行
 - 人又は物等から30m未満での飛行
 - 権限場所上空での飛行
 - 危険物の輸送
 - 物等投下

また、無人航空機を飛行させる前にかがしめ、他の無人航空機の飛行計画や飛行禁止区域等の確認を行うとともに、自らの飛行計画を通報する必要があります。詳細は、こちら「[航空法ホームページ](#)」をご確認ください。

なお、事前に無人航空機の登録が必要ですので、お済みでない方は、「[登録・飛行計画の通報](#)」をご覧ください。

[飛行許可・承認申請へ](#)

[飛行計画の通報・確認へ](#)

無人航空機の登録手続き

100g以上の機体が航空法の規制対象です。登録されていない無人航空機も飛行させることはできません。申請した機体の登録記号が発番されたら、機体への登録記号の表示に加え、リモートID機軸を搭載しなければなりません。

[無人航空機の登録申請へ](#)

画面をスクロールし、「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンより該当する手続へ進んでください。

各種手続のボタンは次頁をご確認ください。

04.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (3/3)

「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンはこちらになります。
各種手続きのボタンを押すと、個別手続きのトップページに遷移します。

特定飛行を行う場合の手続

無人航空機の登録手続

無人航空機に関する事故発生時の手続

機体認証、技能証明の取得手続

特定飛行を行う場合の手続き

手順の確認 ▾



以下の特定飛行を行う場合は、事前に飛行の許可・承認を受ける必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

（特定飛行）

- ・空港等周辺、緊急用航空機、150m以上上空での飛行
- ・人口集中地区での飛行
- ・夜間飛行
- ・目視外飛行
- ・人又は物件から30m未満での飛行
- ・催し場所上空での飛行
- ・危険物の輸送
- ・物件投下



また、無人航空機を飛行させる前にあらかじめ、他の無人航空機の飛行計画や飛行禁止空域等の確認を行うとともに、自らの飛行計画を通報する必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

なお、事前に無人航空機の登録が必要ですので、お済みでない方は、「無人航空機の登録」を実施ください。

[飛行許可・承認申請へ](#)

[飛行計画の通報・確認へ](#)

無人航空機の登録手続き

手順の確認 ▾



100g以上の機体が航空法の規制対象です。
登録されていない無人航空機を飛行させることはできません。申請した機体の登録記号が発番されたら、機体への登録記号の表示に加え、リモートID機能を搭載しなければなりません。

[無人航空機の登録申請へ](#)

無人航空機に関する事故等発生時の手続き

手順の確認 ▾



以下の事故等発生時においては、操縦者が国土交通大臣に事故等の内容の報告を行う必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

『事故』

- ・無人航空機による人の死傷（重傷以上の場合）
- ・第三者の所有する物件の損壊
- ・航空機との衝突又は接触

『重大インシデント』

- ・航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認められるもの
- ・無人航空機による人の負傷（軽傷の場合）
- ・無人航空機の制御が不能となった事態
- ・無人航空機が発火した事態（飛行中に発生したものに限る）

[事故等の報告へ](#)

機体認証、技能証明の取得手続き

手順の確認 ▾



第三者上空を補助者なしで目視外飛行を行う場合や一部特定飛行で許可・承認不審とするためには、機体認証を受けた無人航空機を技能証明を受けた操縦者が飛行させる必要があります。機体認証に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)を、技能証明に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

[機体認証の取得申請へ](#)

[技能証明の取得申請へ](#)

05.Step2 : 申請書一覧に進む

飛行許可・承認メインメニュー

飛行許可・承認の申請に必要な情報を準備する

無人航空機情報の登録・変更	操縦者情報の登録・変更
申請を行う機体情報を登録します。 申請書を作成する際には当メニューで登録した情報が必要となりますので事前に登録してください。	申請を行う操縦者情報を登録します。 申請書を作成する際には当メニューで登録した情報が必要となりますので事前に登録してください。

飛行許可・承認の申請書を作成する

新規申請	申請書一覧
飛行許可・承認の申請書を新たに作成します。	作成済または作成途中の飛行許可・承認申請の申請書の情報を確認します。
変更申請	更新申請
許可された飛行許可・承認申請の機体情報、操縦者情報及び飛行マニュアルの内容等を変更し、再度申請を行います。	許可された飛行許可・承認申請の飛行期間を更新し、再度申請を行います。 なお、更新申請は飛行許可・承認の終了日まで2カ月以内の期間のみ申請可能です。
申請書の複製	
作成済または作成途中の飛行許可・承認申請の申請書を複製します。	

飛行許可・承認メインメニューのページで、「申請書一覧」ボタンを押します。

06.Step3 : 取り下げる申請書を選択する

申請書情報管理 / 申請書一覧

申請済または作成中の申請書の一覧です。
許可書の取得や補正指示内容の確認、申請の取下げ等を行う場合は「照会編集」ボタンをクリックして下さい。

飛行目的	カテゴリー	許可番号	手続き状況		
その他1	II A		審査中	照会編集	
その他1	II A	東空運航第1021号	手続終了	照会編集	
その他1	II A	東空運航第12345号	手続終了	照会編集	
その他1	II A		審査中	照会編集	
その他1	II A	東空運航第111111号	手続終了	照会編集	
その他1	II A		作成中	照会編集	削除
その他1	II A		作成中	照会編集	削除
その他1	II A		作成中	照会編集	削除
報道取材	III		作成中	照会編集	削除

◀◀ 1 ▶▶

戻る

申請書一覧のページが開きます。

取り下げる申請書の「照会編集」ボタンを押します。

07.Step4 : 申請書を取り下げる

申請書情報管理 / 申請書詳細

申請書情報管理 / 申請書詳細

申請内容、申請状況は以下の通りです。申請状況に応じて、許可書の取得や、補正指示内容の確認、補正申請、申請の取り下げ等が実施できます。また、申請書を保存・印刷する場合は、様式等を選択してブラウザから保存・印刷を行ってください。

申請受付番号	P221051068	補正内容確認
カテゴリー	II A	
申請状況	審査中	

No	申請書
1	様式1 無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書
2	様式2 無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書
3	様式3 無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書



16	
17	

No.	元申請許可承認書
1	航空運航第1.0.2.1号

戻る

取り下げ

申請書詳細のページが開きます。

最下部にある「取り下げ」ボタンを押します。

※取り下げが行える申請書の申請状況は「審査中」または「補正申請作成中」となっている申請書です。申請状況が「作成中」や「審査終了」、「手続き終了」となっている申請書の取り下げは出来ません。

申請者向け操作マニュアル

<申請者>

09.許可書のダウンロード方法

目次

01.はじめに	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.09-2
02.ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.09-3
03.飛行許可・承認 許可書のダウンロードのステップ	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.09-4
04.Step1：ドローン情報基盤システムにログインする	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.09-5
05.Step2：申請書一覧に進む	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.09-8
06.Step3：申請書詳細画面へ進む	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.09-9
07.Step4：許可書のダウンロード	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.09-10

01.はじめに

(飛行許可・承認の許可書のダウンロードを希望する皆様へ)

- ドローン情報基盤システムでは、無人航空機の飛行許可・承認における以下の手続きを行うことができます。
 - ・新規申請
 - ・変更申請
 - ・更新申請
 - ・申請書の複製
 - ・申請書一覧の確認
 - ・申請状況確認
 - ・補正指示内容確認および補正申請
 - ・申請の取り下げ
 - ・許可書のダウンロード
 - ・機体情報・操縦者情報の編集
 - ・旧システムで飛行許可・承認を受けた申請書の参照
- このマニュアルには、ドローン情報基盤システムで飛行許可・承認 許可書のダウンロードを行うための操作方法を記載していますので、この作業を行う場合にご覧ください。
- より理解を深めるためには、このマニュアルと併せてドローン情報基盤システムに掲載している[よくある質問](#)のページをご覧ください。

02. ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項

- ドローン情報基盤システムの申請手続き中に60分以上操作を中断（何も操作しない状態）されると、手続きのやり直しが必要になります。これは、パソコンまたはスマートフォンから離れている間に悪意を持った第三者に画面を見られ、個人情報が増洩するリスクを下げるための保護機能です。
- 各フォームに入力すべき情報や、入力の方法が分からない場合、フォームの項目名の隣にある **i** マークにマウスのポインターを合わせて頂くことで、フォームに入力すべき情報や入力情報の説明を表示できます。（スマートフォン利用の場合は、タップいただくことで表示されます。）
- システム使用中は、ブラウザの「戻る」ボタンや「更新」ボタン等、ブラウザのボタンは、押さないでください。システムが、正常に動作しなくなる可能性があります。
- 複数端末による同時ログインはシステムが正常に動作しなくなる恐れがあるため、実施しないでください。
- 無人航空機登録制度やレベル4実現に向けた新たな制度、その他の飛行のルール等は、[国土交通省のホームページ](#)をご覧ください。

※リンクを押すと外部サイトが開きます。

03.飛行許可・承認 許可書のダウンロードのステップ

ドローン情報基盤システムで電子許可書・許可書のダウンロードを実施します。

申請者情報の編集を開始

Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする

ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムにログインします。

Step2 : 申請書一覧に進む

メインメニューで「申請書一覧」のボタンを選択します。

Step3 : 申請書詳細画面へ進む

一覧から対象の申請書を選択し「照会編集」ボタンを選択します。

Step4 : 許可書のダウンロード

申請詳細画面の許可書リンクをクリックする。

完了

審査が完了すると「【DIPS】審査終了通知」のメールが届きますので、当該メールに記載の許可書のダウンロードが可能です。

(参考) 審査完了通知メールの例



04.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (1/3)



DIPS2.0 [トップページ](https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/) にアクセスします。

(<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>)

ログインボタンを押します。



ログインページで、アカウントを開設された際のIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押します。

注意事項！

ログインするにはドローン情報基盤システムのアカウントが必要です。アカウントを開設されていない方は先にアカウントの開設をしてください。

※ログインIDは英字3文字+数字6文字のものです。
(例) ABC123456

04.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (2/3)



ログインに成功すると、「ドローン情報基盤システム2.0」のポータル画面の右上に登録されたアカウントの氏名が表示されます。



画面をスクロールし、「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンより該当する手続へ進んでください。

各種手続のボタンは次頁をご確認ください。

04.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (3/3)

「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンはこちらになります。
各種手続きのボタンを押すと、個別手続きのトップページに遷移します。

特定飛行を行う場合の手続

特定飛行を行う場合の手続き

手順の確認 ▾



以下の特定飛行を行う場合は、事前に飛行の許可・承認を受ける必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

（特定飛行）

- ・空港等周辺、緊急用航空機、150m以上上空での飛行
- ・人口集中地区での飛行
- ・夜間飛行
- ・目視外飛行
- ・人又は物件から30m未満での飛行
- ・催し場所上空での飛行
- ・危険物の輸送
- ・物件投下



また、無人航空機を飛行させる前にあらかじめ、他の無人航空機の飛行計画や飛行禁止空域等の確認を行うとともに、自らの飛行計画を通報する必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

なお、事前に無人航空機の登録が必要ですので、お済みでない方は、「無人航空機の登録」を実施ください。

[飛行許可・承認申請へ](#)

[飛行計画の通報・確認へ](#)

無人航空機の登録手続

無人航空機の登録手続き

手順の確認 ▾



100g以上の機体が航空法の規制対象です。
登録されていない無人航空機を飛行させることはできません。申請した機体の登録記号が発番されたら、機体への登録記号の表示に加え、リモートID機能を搭載しなければなりません。

[無人航空機の登録申請へ](#)

無人航空機に関する事故発生時の手続

無人航空機に関する事故等発生時の手続

手順の確認 ▾



以下の事故等発生時においては、操縦者が国土交通大臣に事故等の内容の報告を行う必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

『事故』

- ・無人航空機による人の死傷（重傷以上の場合）
- ・第三者の所有する物件の損壊
- ・航空機との衝突又は接触

『重大インシデント』

- ・航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認められるもの
- ・無人航空機による人の負傷（軽傷の場合）
- ・無人航空機の制御が不能となった事態
- ・無人航空機が発火した事態（飛行中に発生したものに限る）

[事故等の報告へ](#)

機体認証、技能証明の取得手続

機体認証、技能証明の取得手続き

手順の確認 ▾



第三者上空を補助者なしで目視外飛行を行う場合や一部特定飛行で許可・承認不審とするためには、機体認証を受けた無人航空機を技能証明を受けた操縦者が飛行させる必要があります。機体認証に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)を、技能証明に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

[機体認証の取得申請へ](#)

[技能証明の取得申請へ](#)

05.Step2 : 申請書一覧に進む

飛行許可・承認メインメニュー

飛行許可・承認の申請に必要な情報を準備する

無人航空機情報の登録・変更

申請を行う機体情報を登録します。
申請書を作成する際には当メニューで登録した情報が必要となりますので事前に登録してください。

操縦者情報の登録・変更

申請を行う操縦者情報を登録します。
申請書を作成する際には当メニューで登録した情報が必要となりますので事前に登録してください。

飛行許可・承認の申請書を作成する

新規申請

飛行許可・承認の申請書を新たに作成します。

申請書一覧

作成済または作成済みの飛行許可・承認申請の申請書の情報を確認します。

飛行許可・承認メインメニューのページで、「申請書一覧」のボタンを押します。

06.Step3 : 申請書詳細画面へ進む

申請書情報管理 / 申請書一覧

申請済または作成中の申請書の一覧です。
許可書の取得や補正指示内容の確認、申請の取下げ等を行う場合は「照会編集」ボタンをクリックして下さい。

飛行目的	カテゴリー	許可番号	手続き状況		
空撮/経路取材	II A		作成中	照会編集	削除
空撮/測量/資料管理	II A		作成中	照会編集	削除
その他1	II A		作成中	照会編集	削除
その他1	II A		作成中	照会編集	削除
空撮	II A		作成中	照会編集	削除
空撮	II A		作成中	照会編集	削除

1

戻る

申請書情報管理 / 申請書一覧のページが表示されるので、右にスクロールし、許可書をダウンロードしたい申請の「照会編集」のボタンを押します。

07.Step4 : 許可書のダウンロード (1/2)

申請書情報管理 / 申請書詳細

申請書情報管理 / 申請書詳細

申請内容、申請状況は以下の通りです。申請状況に応じて、許可書の取得や、補正指示内容の確認、補正申請、申請の取り下げ等が実施できます。また、申請書を保存・印刷する場合は、様式等を選択してブラウザから保存・印刷を行ってください。

申請受付番号	P021000459
カテゴリ	II A
申請状況	手続終了

補正内容確認



8	別添付料 6 最大離陸重量25kg以上の無人航空機の離陸・性能に関する適合検査済書
No.	許可書等
1	航空運航第20100号

戻る 取り下げ

申請書情報管理 / 申請書詳細のページの許可書等にある許可書のリンクを押す。

ファイルがダウンロードされます。

※電子許可書はZIP形式でダウンロードされます。解凍の後、確認が可能となります。ZIP形式のファイルに含まれるファイルについては、次頁の「電子許可書について」を参照ください。

注意事項！

- ・紙の許可書を希望し、飛行開始日までに許可書の原本がお手元に届かない場合はダウンロードをした許可書を印刷し、飛行場所にご持参ください。
- ・許可書返送用封筒の送付は、受け取る許可書の形式に「紙の許可書」を選択している場合に必要な操作となります。「電子許可書」を選択している場合は必要ありません。
- ・許可書の原本返送用封筒を送付する場合は、システムより通知された許可書発行メールに記載の申請受付番号を記載してください。

07.Step4 : 許可書のダウンロード (2/2)

・電子許可書について

ZIP形式の電子許可書には、以下のファイルが含まれています。

No.	ファイル名	ファイル形式	ファイルの説明
1	〇〇〇.xml	xml	従来の押印に代わる電子署名が付与されたファイル。電子許可書。
2	DEFAULT_STYLE.xsl	xsl	No.1のxml形式のファイルをブラウザで表示する為の補助的なファイル。
3	〇〇〇.pdf	pdf	具体的な許可内容が記載されたファイル。 許可の内容によって、複数ファイルとなる場合があります。

なお、表に記載のとおり、電子許可書として発行された許可書には、公印の押印がありません。ダウンロードした電子許可書が改ざんされていないか、また付与された電子証明書が有効かは、e-Gov電子申請システムでの検証が可能です。

以下のURLにアクセスし、公文書署名検証より検証を行ってください。

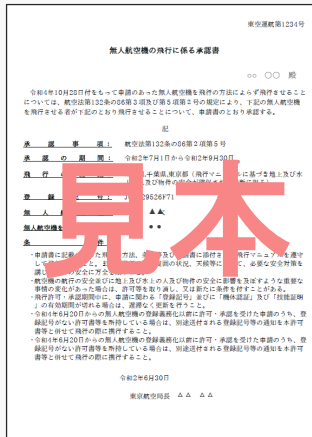
e-Gov電子申請システム : <https://shinsei.e-gov.go.jp/>

(参考)

No.1「〇〇〇.xml」



(見本) No.3「〇〇〇.pdf」 (見本)



申請者向け操作マニュアル

<申請者>

10.機体情報・操縦者情報の 編集方法

目次

01.はじめに	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.10-2
02.ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.10-3
03.飛行許可・承認 操縦者・機体情報の編集ステップ	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.10-4
04.Step1：ドローン情報基盤システムにログインする	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.10-5
05.Step2：登録情報の変更に進む	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.10-6

01.はじめに

(飛行許可・承認の操縦者・機体情報の編集を希望する皆様へ)

- ドローン情報基盤システムでは、無人航空機の飛行許可・承認における以下の手続きを行うことができます。
 - ・新規申請
 - ・変更申請
 - ・更新申請
 - ・申請書の複製
 - ・申請書一覧の確認
 - ・申請状況確認
 - ・補正指示内容確認および補正申請
 - ・申請の取り下げ
 - ・許可書のダウンロード
 - ・機体情報・操縦者情報の編集
 - ・旧システムで飛行許可・承認を受けた申請書の参照
- このマニュアルには、ドローン情報基盤システムで飛行許可・承認申請に関して入力した機体情報や操縦者情報を変更するための操作方法を記載していますので、この作業を行う場合にご覧ください。
- より理解を深めるためには、このマニュアルと併せてドローン情報基盤システムに掲載している[よくある質問](#)のページをご覧ください。

02. ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項

- ドローン情報基盤システムの申請手続き中に60分以上操作を中断（何も操作しない状態）されると、手続きのやり直しが必要になります。これは、パソコンまたはスマートフォンから離れている間に悪意を持った第三者に画面を見られ、個人情報が増洩するリスクを下げるための保護機能です。
- 各フォームに入力すべき情報や、入力の方法が分からない場合、フォームの項目名の隣にある **i** マークにマウスのポインターを合わせて頂くことで、フォームに入力すべき情報や入力情報の説明を表示できます。（スマートフォン利用の場合は、タップいただくことで表示されます。）
- システム使用中は、ブラウザの「戻る」ボタンや「更新」ボタン等、ブラウザのボタンは、押さないでください。システムが、正常に動作しなくなる可能性があります。
- 複数端末による同時ログインはシステムが正常に動作しなくなる恐れがあるため、実施しないでください。
- 無人航空機登録制度やレベル4実現に向けた新たな制度、その他の飛行のルール等は、[国土交通省のホームページ](#)をご覧ください。
※リンクを押すと外部サイトが開きます。

03.飛行許可・承認 操縦者・機体情報の編集ステップ

ドローン情報基盤システムで以下のステップで編集を実施しましょう。

申請情報の編集を開始

Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする

ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムにログインします。

Step2 : 登録情報の変更に進む

メインメニューで「無人航空機情報の登録・変更」または「操縦者情報の登録・変更」のボタンを選択します。

Step3 : 機体情報・操縦者情報の編集

登録済の情報一覧から対象の「編集」ボタンを選択します。

Step4 : 機体情報・操縦者情報の登録確認

変更したい項目を編集し登録します。

編集が完了

本システムに登録された機体情報、操縦者情報は登録後にいつでも編集が行えます。

これらの情報は申請書の作成にも使用されますが、**編集以前に申請書が作成されているものについては、その作成時点で入力されていた情報が反映されており、編集を行っても作成済、提出済の申請書には反映されません。**

編集内容を反映した機体情報・操縦者情報で許可を受けたい場合は、編集後に改めて申請書を作成してください。

なお、機体情報、操縦者情報の追加方法は[新規申請のマニュアル](#)を参照ください。

Step2以降は
[新規申請](#)と同様

04.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (1/3)



DIPS2.0 [トップページ](https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/) にアクセスします。

(<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>)

ログインボタンを押します。



The screenshot shows the login page with the title 'ログイン'. There are two main sections: 'アカウントを開設済の方' (For those who have already created an account) and 'まだアカウント作成がお済みでない方' (For those who have not yet created an account). The 'アカウントを開設済の方' section contains input fields for 'ログインID' and 'パスワード', and a 'ログイン' button. The 'まだアカウント作成がお済みでない方' section contains two buttons: '個人の方のアカウント開設' (Create personal account) and '企業・団体の方のアカウント開設' (Create corporate account).

ログインページで、アカウントを開設された際のIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押します。

注意事項！

ログインするにはドローン情報基盤システムのアカウントが必要です。アカウントを開設されていない方は先にアカウントの開設をしてください。

※ログインIDは英字3文字+数字6文字のものです。
(例) ABC123456

04.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (2/3)



ログインに成功すると、「ドローン情報基盤システム2.0」のポータル画面の右上に登録されたアカウントの氏名が表示されます。



画面をスクロールし、「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンより該当する手続へ進んでください。

各種手続のボタンは次頁をご確認ください。

04.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (3/3)

「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンはこちらになります。
各種手続きのボタンを押すと、個別手続きのトップページに遷移します。

特定飛行を行う場合の手続

特定飛行を行う場合の手続き

手順の確認 ▾



以下の特定飛行を行う場合は、事前に飛行の許可・承認を受ける必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

（特定飛行）

- ・空港等周辺、緊急用航空機、150m以上上空での飛行
- ・人口集中地区での飛行
- ・夜間飛行
- ・目視外飛行
- ・人又は物件から30m未満での飛行
- ・催し場所上空での飛行
- ・危険物の輸送
- ・物件取手



また、無人航空機を飛行させる前にあらかじめ、他の無人航空機の飛行計画や飛行禁止空域等の確認を行うとともに、自らの飛行計画を通報する必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

なお、事前に無人航空機の登録が必要ですので、お済みでない方は、「無人航空機の登録」を実施ください。

[飛行許可・承認申請へ](#)

[飛行計画の通報・確認へ](#)

無人航空機の登録手続

無人航空機の登録手続き

手順の確認 ▾



100g以上の機体が航空法の規制対象です。
登録されていない無人航空機を飛行させることはできません。申請した機体の登録記号が発番されたら、機体への登録記号の表示に加え、リモートID機能を搭載しなければなりません。

[無人航空機の登録申請へ](#)

無人航空機に関する事故発生時の手続

無人航空機に関する事故等発生時の手続き

手順の確認 ▾



以下の事故等発生時においては、操縦者が国土交通大臣に事故等の内容の報告を行う必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

『事故』

- ・無人航空機による人の死傷（重傷以上の場合）
- ・第三者の所有する物件の損壊
- ・航空機との衝突又は接触

『重大インシデント』

- ・航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認められるもの
- ・無人航空機による人の負傷（軽傷の場合）
- ・無人航空機の制御が不能となった事態
- ・無人航空機が発火した事態（飛行中に発生したものに限る）

[事故等の報告へ](#)

機体認証、技能証明の取得手続

機体認証、技能証明の取得手続き

手順の確認 ▾



第三者上空を補助者なしで目視外飛行を行う場合や一部特定飛行で許可・承認不審とするためには、機体認証を受けた無人航空機を技能証明を受けた操縦者が飛行させる必要があります。機体認証に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)を、技能証明に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

[機体認証の取得申請へ](#)

[技能証明の取得申請へ](#)

05.Step2 : 登録情報の変更に進む

飛行許可・承認メインメニュー

飛行許可・承認の申請に必要な情報を準備する

無人航空機情報の登録・変更

申請を行う機体情報を登録します。
申請書を作成する際には当メニューで登録した情報が必要となりますので事前に登録してください。

操縦者情報の登録・変更

申請を行う操縦者情報を登録します。
申請書を作成する際には当メニューで登録した情報が必要となりますので事前に登録してください。

飛行許可・承認メインメニューが表示されます。
登録済の無人航空機情報の変更を行う場合は「無人航空機情報の登録・変更」、登録済の操縦者情報の変更を行う場合は「操縦者情報の登録・変更」のボタンを押します。

注意事項

- ・以降の手順は、[申請書新規作成 \(Step2②、Step3②\)](#) を参照して進めてください。

申請者向け操作マニュアル

<申請者>

11.旧システムで飛行許可・承認 を受けた申請書を参照する方法

目次

01.はじめに	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.11-2
02.ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.11-3
03.飛行許可・承認 旧システムで飛行許可・承認を受けた 申請書を参照するステップ	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.11-4

01.はじめに

(飛行許可・承認の旧システムで飛行許可・承認を受けた申請書の参照を希望する皆様へ)

- ドローン情報基盤システムでは、無人航空機の飛行許可・承認における以下の手続きを行うことができます。
 - ・ 新規申請
 - ・ 変更申請
 - ・ 更新申請
 - ・ 申請書の複製
 - ・ 申請書一覧の確認
 - ・ 申請状況確認
 - ・ 補正指示内容確認および補正申請
 - ・ 申請の取り下げ
 - ・ 許可書のダウンロード
 - ・ 機体情報・操縦者情報の編集
 - ・ 旧システムで飛行許可・承認を受けた申請書の参照
- このマニュアルには、旧システムで飛行許可・承認を受けた申請書を参照するための操作方法を記載していますので、この作業を行う場合にご覧ください。
- より理解を深めるためには、このマニュアルと併せてドローン情報基盤システムに掲載している[よくある質問](#)のページをご覧ください。

02. ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項

- ドローン情報基盤システムの申請手続き中に60分以上操作を中断（何も操作しない状態）されると、手続きのやり直しが必要になります。これは、パソコンまたはスマートフォンから離れている間に悪意を持った第三者に画面を見られ、個人情報が増洩するリスクを下げるための保護機能です。
- 各フォームに入力すべき情報や、入力の方法が分からない場合、フォームの項目名の隣にある **i** マークにマウスのポインターを合わせて頂くことで、フォームに入力すべき情報や入力情報の説明を表示できます。（スマートフォン利用の場合は、タップいただくことで表示されます。）
- システム使用中は、ブラウザの「戻る」ボタンや「更新」ボタン等、ブラウザのボタンは、押さないでください。システムが、正常に動作しなくなる可能性があります。
- 複数端末による同時ログインはシステムが正常に動作しなくなる恐れがあるため、実施しないでください。
- 無人航空機登録制度やレベル4実現に向けた新たな制度、その他の飛行のルール等は、[国土交通省のホームページ](#)をご覧ください。
※リンクを押すと外部サイトが開きます。

03.旧システムで飛行許可・承認を受けた申請書を参照するステップ

旧ドローン情報基盤システムから申請書の参照を実施しましょう。

申請者情報の編集を開始

Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする

ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムにログインします。

Step2 : 旧システムに進む

メインメニューで「申請書一覧 (旧システム)」のボタンを選択します。

Step3 : 旧システムにログインする

旧システムで使用していた申請者ID (数字のみ8桁)、パスワードを入力し、旧システムにログインする。

Step4 : 申請書を参照する

メニュー「申請書一覧」から参照したい申請書を選択します。

申請書の参照が完了

この機能については、現在は利用できません。
過去の申請情報を参照する場合は旧DIPSにアクセスし、ご確認ください。

<https://www.dips.mlit.go.jp/>

申請者向け操作マニュアル

<飛行許可・承認／飛行計画通報>

12. 飛行経路作成時における 地図作成方法

目次

01.はじめに（地図データを作成する皆様へ）	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.12-2
02.飛行許可承認・飛行計画通報画面からの画面遷移について	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.12-3
03.地図情報を作成する場所を検索する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.12-4
04.地図上に飛行経路・飛行範囲を描画する （多角形で描画する方法）	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.12-5
05.地図上に飛行経路・飛行範囲を描画する （円で描画する方法）	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.12-6
06.地図上に飛行経路・飛行範囲を描画する （バッファラインで描画する方法）	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.12-7
07.補助者の描画方法	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.12-8
08.観客席等の人工物の描画方法	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.12-9
09.テキストの作成方法	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.12-10
10.飛行経路／飛行範囲の編集方法（多角形の場合）	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.12-11
11.飛行経路／飛行範囲の編集方法（円の場合）	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.12-13
12.飛行経路／飛行範囲の編集方法（バッファラインの場合）	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.12-15
13.補助者の編集方法	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.12-17
14.観客席等の人工物の編集方法	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.12-18
15.テキストの編集方法	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.12-19
16.図形やオブジェクトを削除する方法	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.12-20

01.はじめに（地図データを作成する皆様へ）

- ドローン情報基盤システムでは、飛行許可承認申請および飛行計画通報時地図情報を作成します。
- 地図データの作成方法は、飛行許可承認申請および飛行計画通報共通となります。
- 本マニュアルは、飛行許可承認申請の各種操作マニュアルおよび飛行計画通報の各種マニュアルと合わせてご利用ください。

02.飛行許可承認・飛行計画通報画面からの画面遷移について

飛行許可承認申請の場合



「申請用地図作成」画面において、「飛行経路/飛行範囲」、「飛行範囲以外」、「補助者等を配置」ウィンドウの「▼」ボタンを押すと、それぞれ地図データ（図形）の作成が可能です。


飛行計画通報の場合



「飛行計画通報作成」画面において、「飛行経路/飛行範囲」ウィンドウの「▼」ボタンを押すと、地図データ（図形）の作成が可能です。

03.地図情報を作成する場所を検索する



「」ボタンを押すと、テキストエリアが表示されます。

テキストエリアに表示したい住所や施設を入力します。

検索文字列に該当する検索結果が表示されるので、該当場所を選択すると地図の中央が選択した位置まで移動します。

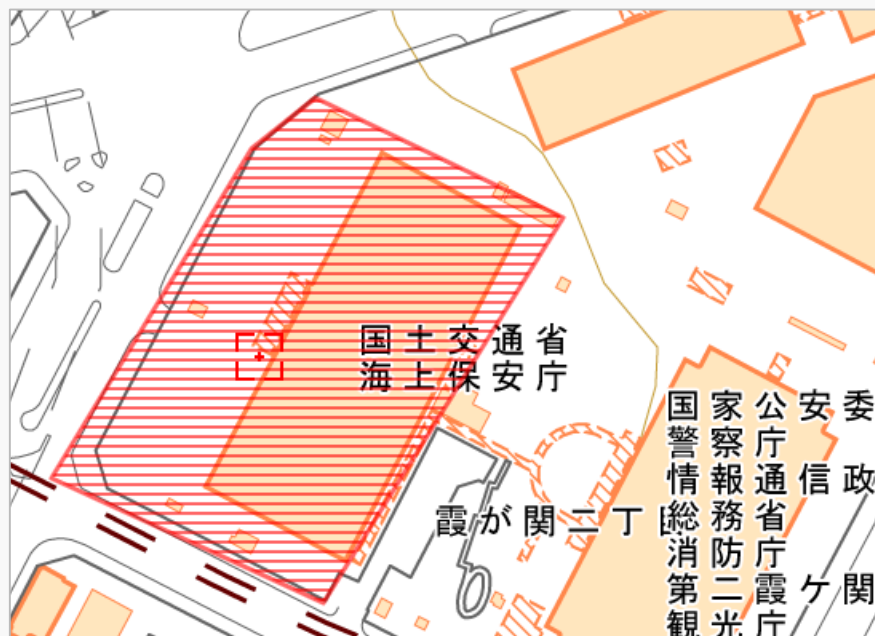
ポイント

地図画面をドラッグで移動することもできます



04.地図上に飛行経路・飛行範囲を描画する（多角形で描画する方法）

多角形で描画する方法



「飛行経路/飛行範囲」右側の「▼」を押すと描画する図形のウィンドウが出ますので、「多角形」をクリックして選択して下さい。

地図上で地点の始点から各地点ごとにクリックして飛行経路/飛行範囲を作図します。地点の終点でダブルクリックを行い、飛行経路/飛行範囲を確定させます。

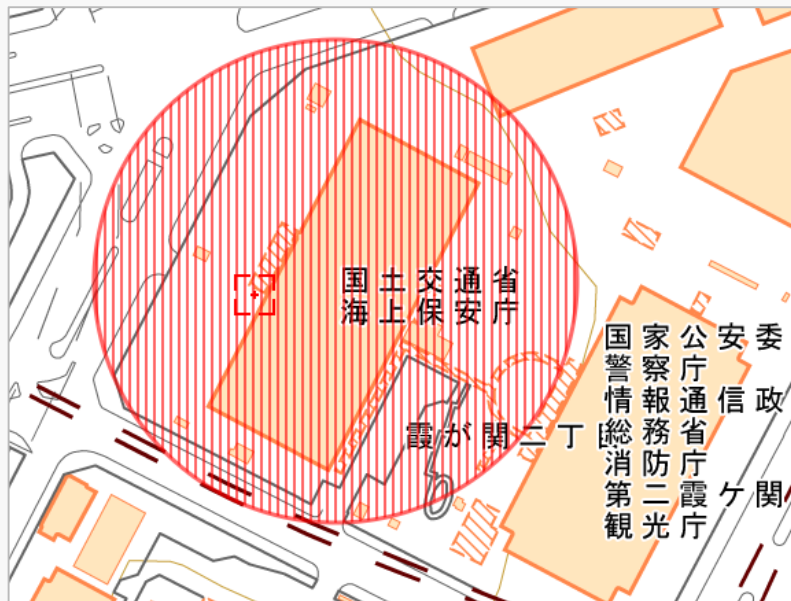


05.地図上に飛行経路・飛行範囲を描画する（円で描画する方法）

円で描画する方法



「飛行経路/飛行範囲」右側の「▼」を押すと描画する形のウィンドウが出ますので、「円」をクリックして選択して下さい。



地図上で円の中心位置をクリックし、ドラッグして範囲を広げて禁止エリアを作図します。作成したい範囲でもう一度クリックして飛行経路/飛行範囲を確定させます。

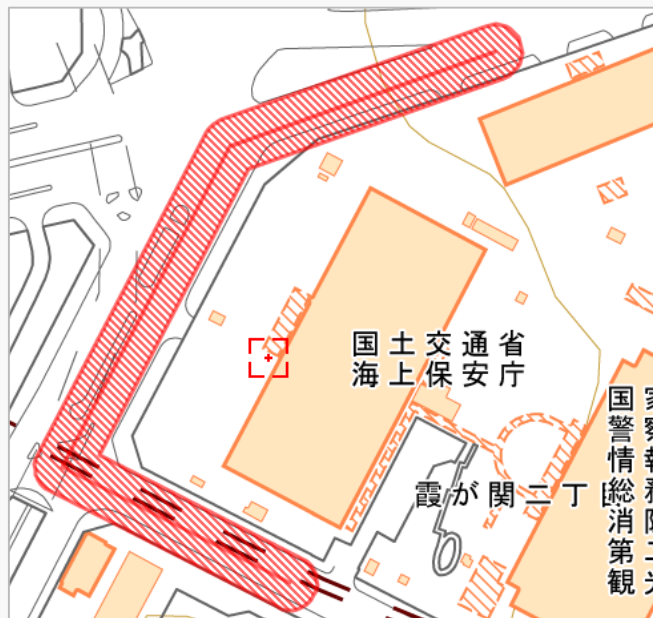


06.地図上に飛行経路・飛行範囲を描画する (バッファラインで描画する方法)

バッファラインで描画する方法



「飛行経路/飛行範囲」右側の「▼」を押すと描画する形のウィンドウが出ますので、「バッファライン」をクリックして選択して下さい。半径右側の「▼」を押すと描画する形のウィンドウが出ますので、描画したい範囲に合わせて半径をクリックして選択して下さい



地図上で地点の始点から各地点ごとにクリックして飛行経路/飛行範囲を作図します。地点の終点でダブルクリックを行い、飛行経路/飛行範囲を確定させます。

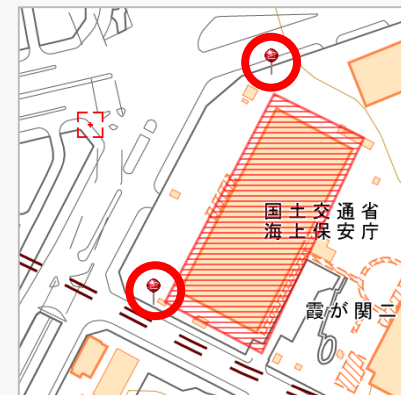
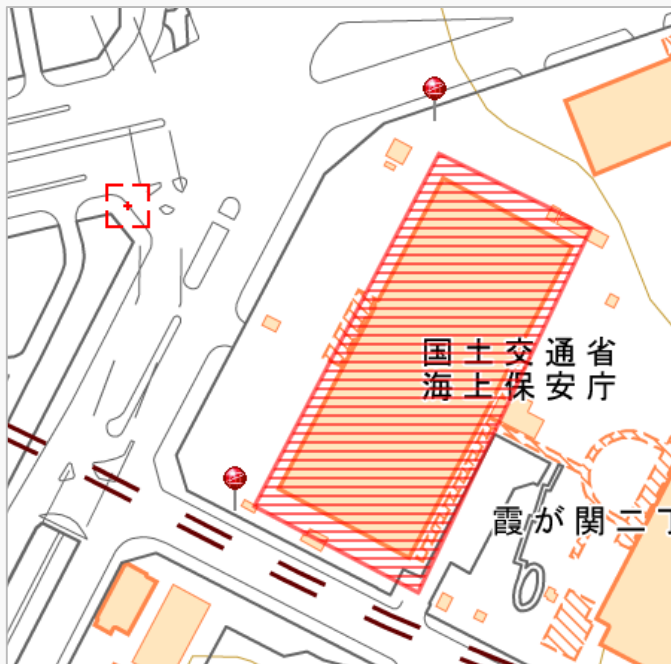


07.補助者の描画方法

補助者を地図上に描画する場合



「補助者等を配置」右側の「▼」を押し、地図上で補助者を配置したい箇所をクリックしてください。「📍」のアイコンで補助者が配置されます。



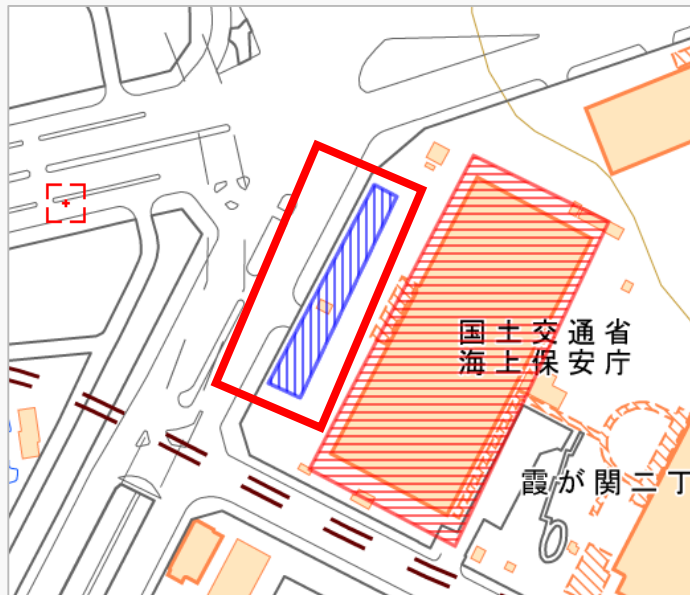
○: クリック箇所

注意事項!

- イベント会場上空などの催し場所上空の飛行を行う場合には、補助者の配置がわかるように描画してください。

08.観客席等の人工物の描画方法

観客席等の人工物を地図上に描画する場合



「飛行範囲以外」右側の「▼」を押すと描画する形のウィンドウが出ますので、描画したい形をクリックして選択して下さい。

それぞれの図形の描画方法に関しては、[p.12-5~p.12-7](#)を参照してください。

青い斜線の範囲で観客席等の人工物が描画されます。

注意事項！

- 催し場所上空の飛行を行う場合には、観客等の位置がわかるように描画の上、観客等の第三者の上空を飛行しない経路であることがわかるように描画してください。

09.テキストの作成方法

テキストを地図上に描画する場合

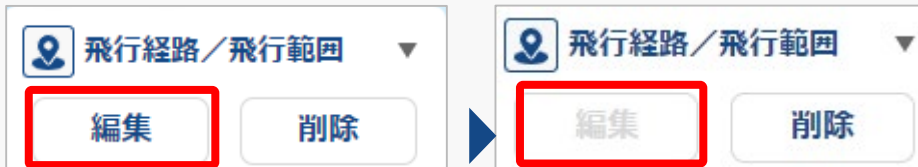


地図上に作成した補助者や人工物描画等の内容をテキストで入力するには、テキスト右側の「▼」を押し、テキスト項目に記載したい内容を入力してください。必要に応じて文字色、背景色、サイズを変更してください。

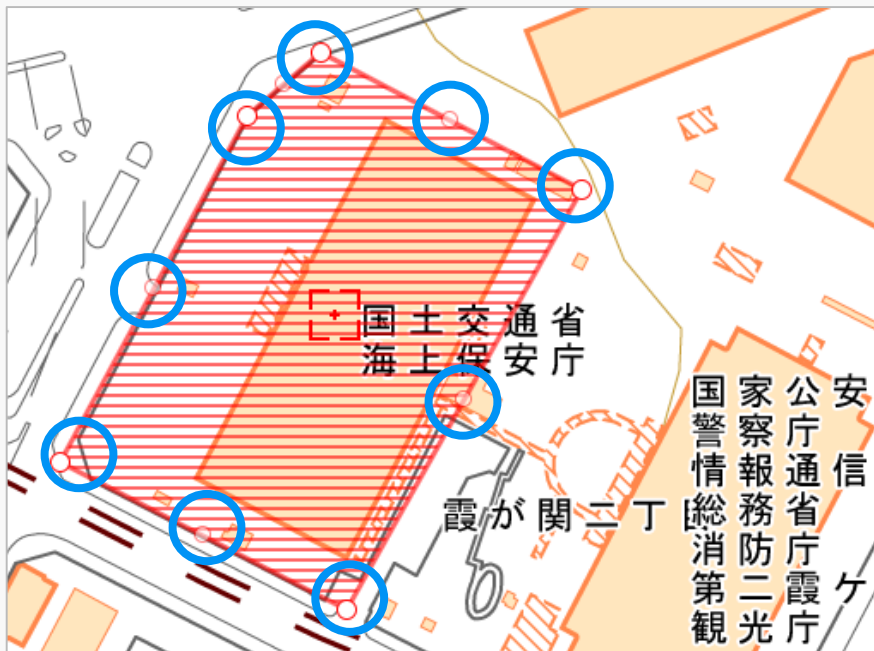
地図上でテキストを配置したい箇所をクリックしてください。テキストが配置されます。

10. 飛行経路／飛行範囲の編集方法（多角形の場合）（1/2）

多角形で描画した飛行経路／飛行範囲を編集する方法



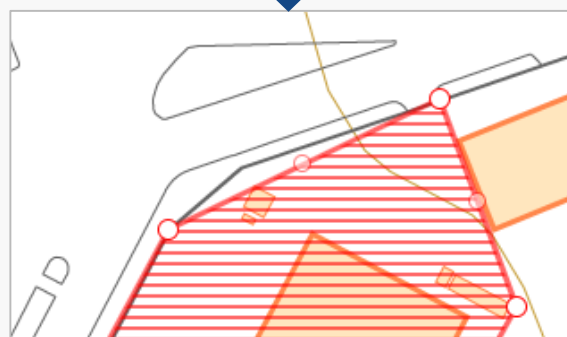
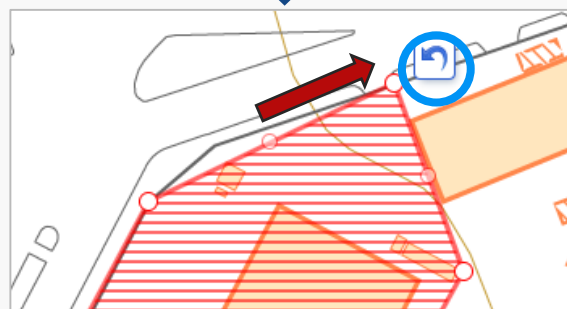
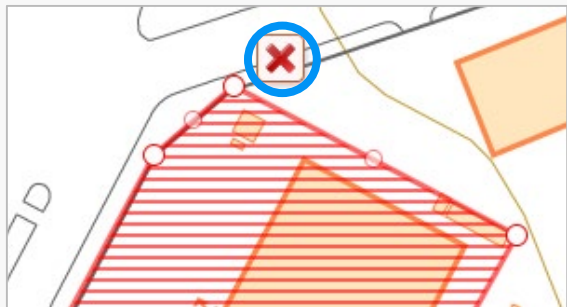
「飛行経路／飛行範囲」より「編集」ボタンを押して下さい。「編集」ボタンを押すと編集ボタンが左図の状態になり、飛行経路／飛行範囲の編集が可能となります。



編集が可能な状態で、飛行経路／飛行範囲（赤い斜線）をクリックすると各地点に赤い丸が表示されます。編集したい赤い丸をクリックして下さい。

10. 飛行経路／飛行範囲の編集方法（多角形の場合）（2/2）

多角形で描画した飛行経路／飛行範囲を編集する方法



編集したい赤い丸をクリックして下さい。

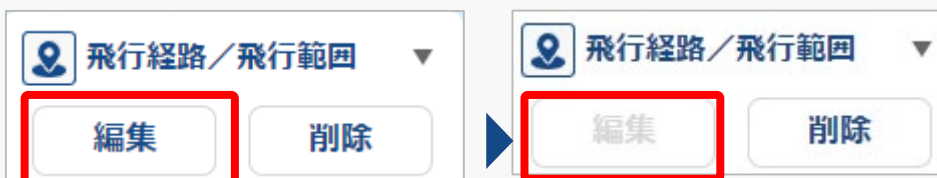
選択した地点を削除したい場合は「×」を押して下さい。

削除せずに範囲を変更したい場合は赤い丸をクリックしながら範囲を変更して下さい。変更したい場所まで赤い丸を移動したら、クリックを離してください。元に戻したい場合は左図の青い丸内の「矢印」を押して下さい。変更前の状態に戻ります。

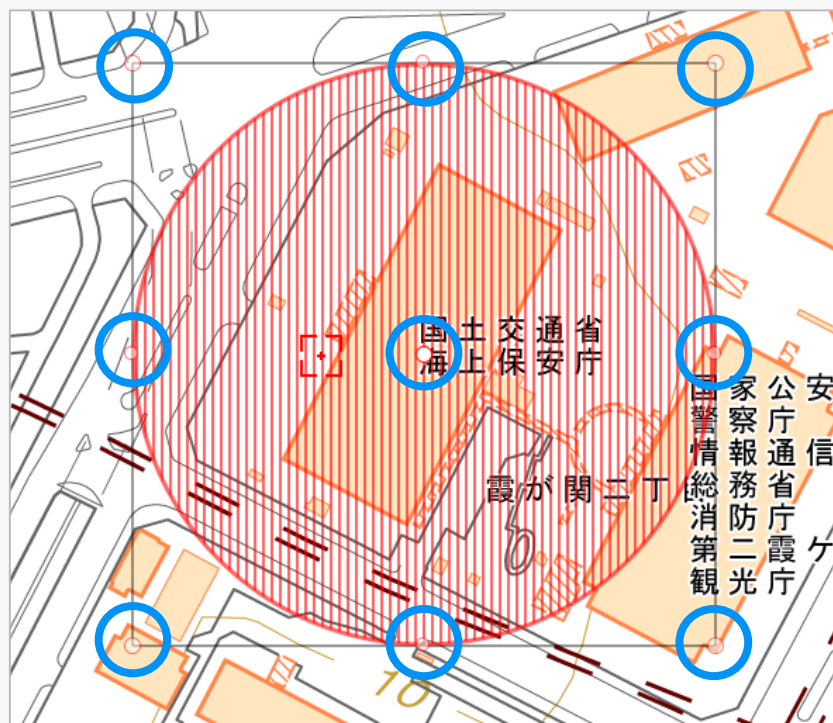
全ての地点の削除・変更が完了しましたら飛行経路／飛行範囲以外の地図をクリックして頂くか、地点の赤い丸をクリックして頂くと、順に「矢印」「×」のアイコン表示が消え左図のように赤い丸の表示も消えて編集後の飛行経路／飛行範囲が確定します。

11. 飛行経路／飛行範囲の編集方法（円の場合）（1/2）

円で描画した飛行経路／飛行範囲を編集する方法



「飛行経路/飛行範囲」より「編集」ボタンを押して下さい。「編集」ボタンを押すと編集ボタンが左図の状態になり、飛行経路/飛行範囲の編集が可能となります。

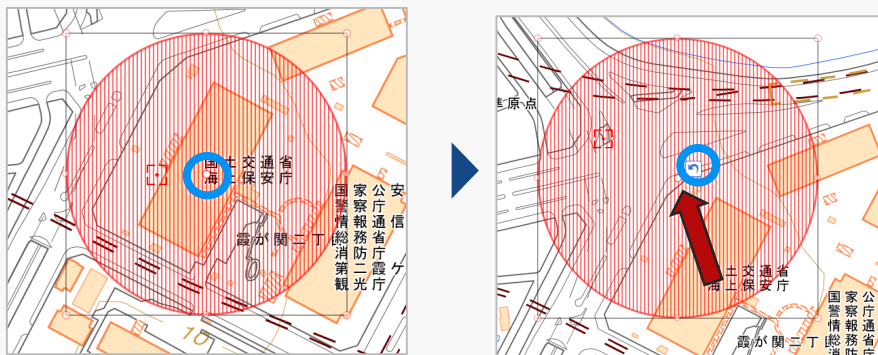


編集が可能な状態で、飛行経路/飛行範囲（赤い斜線）をクリックすると各地点に赤い丸が表示されます。

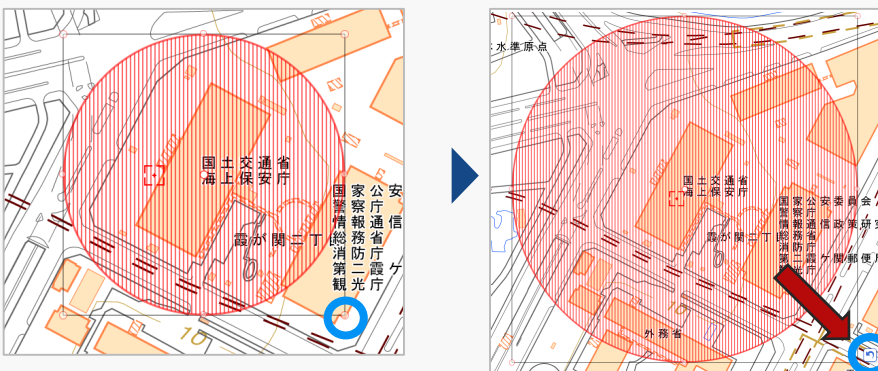
11. 飛行経路／飛行範囲の編集方法（円の場合）（2/2）

円で描画した飛行経路／飛行範囲を編集する方法

移動させる場合



拡大・縮小させる場合



移動・拡大・縮小が完了しましたら飛行経路／飛行範囲以外の地図をクリックして頂くと、「矢印」と赤い丸の表示が消えて、編集後の飛行経路／飛行範囲が確定します。

円の中心に表示された赤い丸をクリックしながら、移動したい方向にスライドさせます。

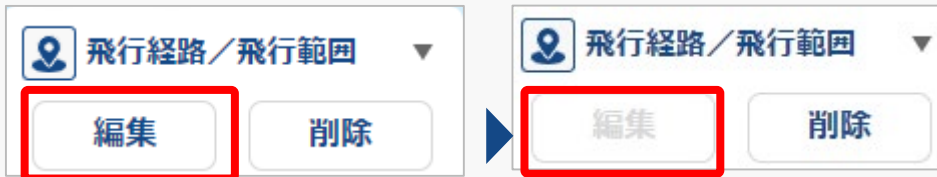
移動させたい場所までスライドさせたらクリックを離してください。元に戻したい場合は左図の青い丸内の「矢印」を押して下さい。変更前の状態に戻ります。

円の外側に表示された赤い丸をクリックしながら、拡大・縮小させる方向にスライドさせます。

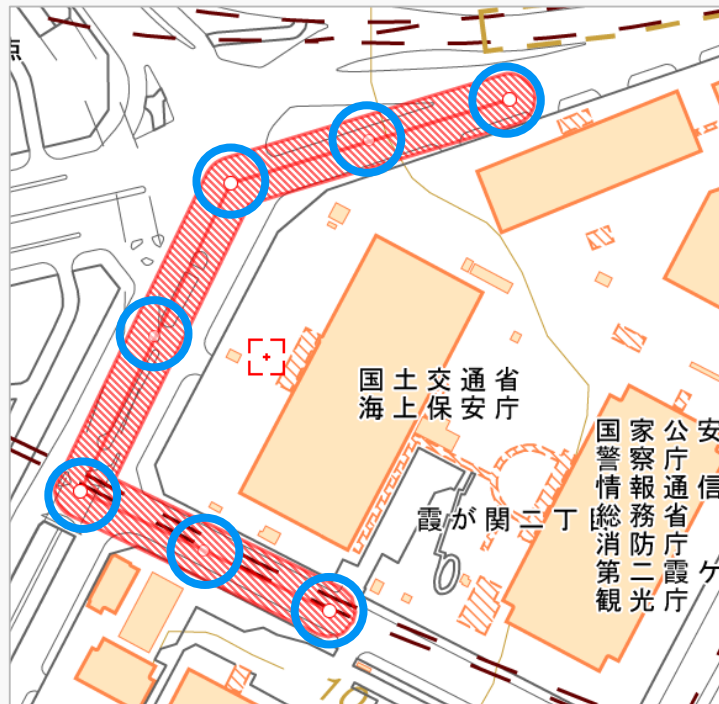
拡大・縮小させたい場所までスライドさせたらクリックを離してください。元に戻したい場合は左図の青い丸内の「矢印」を押して下さい。変更前の状態に戻ります。

12. 飛行経路／飛行範囲の編集方法（バッファラインの場合）（1/2）

バッファラインで描画した飛行経路/飛行範囲を編集する方法



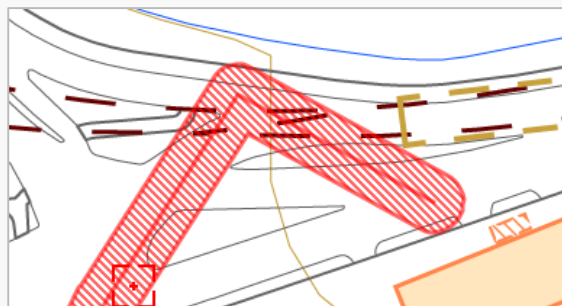
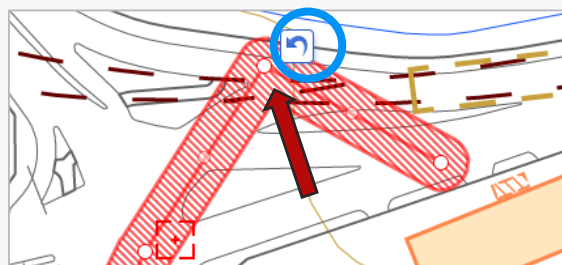
「飛行経路/飛行範囲」より「編集」ボタンを押して下さい。「編集」ボタンを押すと編集ボタンが左図の状態になり、飛行経路/飛行範囲の編集が可能となります。



編集が可能な状態で、飛行経路/飛行範囲（赤い斜線）をクリックすると各地点に赤い丸が表示されます。編集したい赤い丸をクリックして下さい。

12. 飛行経路／飛行範囲の編集方法（バッファラインの場合）（2/2）

バッファラインで描画した飛行経路/飛行範囲を編集する方法



編集したい赤い丸をクリックして下さい。

選択した地点を削除したい場合は「×」を押して下さい。

削除せずに範囲を変更したい場合は赤い丸をクリックしながら範囲を変更して下さい。変更したい場所まで赤い丸を移動したら、クリックを離して下さい。元に戻したい場合は左図の青い丸内の「矢印」を押して下さい。変更前の状態に戻ります。

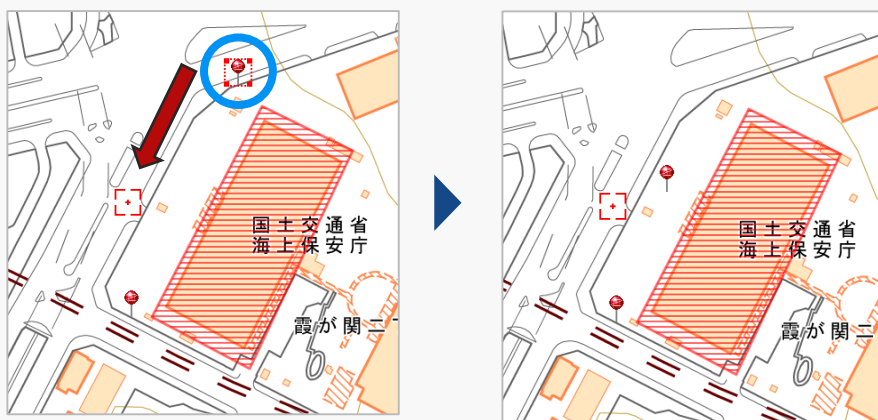
全ての地点の削除・変更が完了しましたら飛行経路/飛行範囲以外の地図をクリックして頂くか、地点の赤い丸をクリックして頂くと、順に「矢印」「×」のアイコン表示が消え左図のように赤い丸の表示も消えて編集後の飛行経路/飛行範囲が確定します。

13. 補助者の編集方法

補助者を編集する場合



ウインドウの「編集」ボタンを押して下さい。「編集」ボタンを押すと「編集」ボタンが左図の状態になり補助者の編集が可能となります。



編集が可能な状態で、補助者をクリックすると周囲に赤枠が表示されます。クリックしたまま移動させたい箇所までドラッグして配置を変更してください。

注意事項！

- イベント会場上空などの催し場所上空の飛行を行う場合には、補助者の配置がわかるように描画してください。

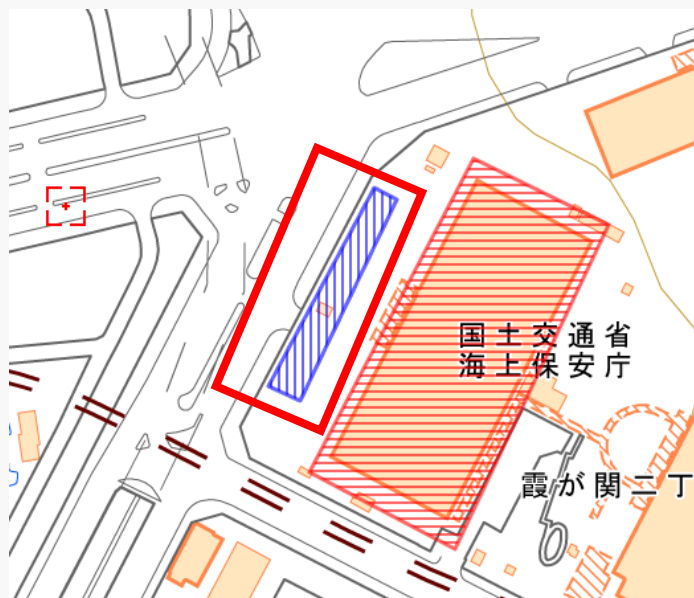
14. 観客席等の人工物の編集方法

観客席等の人工物を編集する場合



ウインドウの「編集」ボタンを押して下さい。
「編集」ボタンを押すと「編集」ボタンが左図の状態になり、観客席等の人工物の編集が可能となります。

それぞれの図形の編集方法に関しては、
[p.12-11~p.12-16](#)を参照してください。



注意事項！

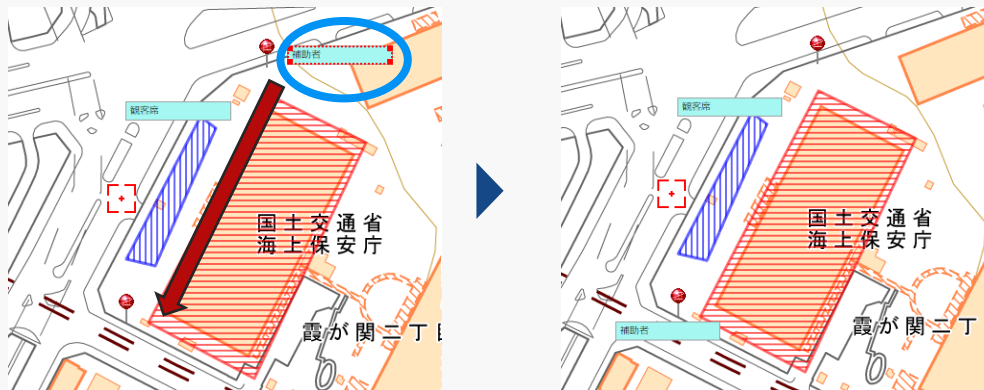
- 催し場所上空の飛行を行う場合には、観客等の位置がわかるように描画の上、観客等の第三者の上空を飛行しない経路であることがわかるように描画してください。

15. テキストの編集方法

テキストを編集する場合



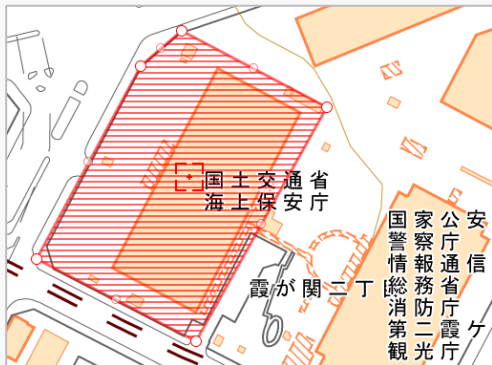
ウインドウの「編集」ボタンを押して下さい。
「編集」ボタンを押すと「編集」ボタンが左
図の状態になりテキストの編集が可能となり
ます。



編集が可能な状態で、テキストをクリックす
ると周囲に赤枠が表示されます。クリックし
たまま移動させたい箇所までドラッグして配
置を変更してください。

16. 図形やオブジェクトを削除する方法

図形やオブジェクトを削除する方法



ウインドウの「削除」ボタンを押して下さい。
「削除」ボタンを押すと削除ボタンが左図の状態になり、図形やオブジェクトの削除が可能となります。

削除したい図形やオブジェクトをクリックして下さい。

削除に関するメッセージが出ますので、「OK」ボタンを押して下さい。

これで削除が完了です。

の内容
図形を削除しますか

OK

キャンセル